

## 核燃料物質使用者（政令第41条非該当）及び核原料物質使用者に関する 法改正事項説明会 議事次第

### 1. 日 時

1回目 令和元年8月21日（水） 14：00～15：00

2回目 令和元年8月26日（月） 10：30～11：30

### 2. 場 所

原子力規制庁 13階A会議室

### 3. 議 事

（1）原子力規制検査制度の導入に伴う検査手数料について

（2）原子力規制検査について

（3）品質基準規則の適用（使用許可に添付すべき原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項のイメージ）について

（4）その他

注；（3）は核燃料物質使用者（令第41条非該当）にのみ適用

### 4. 配布資料

（1）原子力規制検査制度の導入に伴う検査手数料について

（2）令第41条非該当使用者及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査（イメージ）について

（3）品質管理基準規則の適用（使用許可に添付すべき原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項のイメージ）について

（4）核燃料物質使用者（政令第41条非該当）、核原料物質使用者に関連する法改正に伴う関係規定と必要な手続き等

（5）関係規則（原子炉等規制法（抄）、核燃料物質の使用等に関する規則（案）、核原料物質の使用に関する規則（案）、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（案））

新たな検査制度の施行に伴い必要となる検査手数料について

令和元年 8 月  
原子力規制庁  
制度改正審議室

① 平成 29 年法律第 15 号第 3 条による原子炉等規制法の改正の施行に向け、別紙のとおり法令類の整備の第一段階として政令、規則等の案について意見募集（令和元年 8 月 1 日～8 月 30 日）を実施しているところであり、令和 2 年 4 月に施行された際には、核燃料物質使用者（政令第 41 条非該当）及び核原料物質使用者においても、原子力規制検査が適用され、検査手数料の納付が必要になります。

② 核燃料物質使用者（政令 41 条非該当）及び核原料物質使用者については、原子力規制検査等に関する規則において、以下のとおり、10 年に 1 回実施するものとして、検査手数料の額を規定することとしています。

【原子力規制検査規則（案）】

（法第六十一条の二の二第二項の規定による検査）

第三条 原子力規制検査は、検査対象事項の全般について、原子力施設等の種類、規模、状態その他の原子力施設等の安全上の特性に応じて通常要すべき標準的な程度において、年間を通じて行うことを基本とする。ただし、使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）及び核原料物質の使用に係る施設においては、十年に一回行えば足りるものとする。

（原子力規制検査に係る手数料の額）

第七条 令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度（使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）及び核原料物質の使用に係る施設にあっては、十年）につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

十	使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）及び核原料物質の使用に係る施設	八千四百円
---	--	-------

③ また、検査の進め方等については、原子力規制検査等実施要領において、「2.8 総合的な評定の結果の通知及び公表」の際に基本検査の検査手数料の納付を求めることとしています。

(別紙)

[https://www.nsr.go.jp/procedure/public\\_comment/20190801\\_01.html](https://www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/20190801_01.html)

## 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）に対する意見募集について（政令及び規則）

令和元年08月01日  
原子力規制委員会

記

### 意見募集案件

- [【案件番号：198019113】新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）に対する意見募集について（政令及び規則）](#)

（参考）

標記意見募集の実施について、原子力規制委員会が法定に基づき行う意見募集のほか、下記のとおり任意に行う意見募集も実施。

- [新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）に対する意見募集について（実施要領）](#)

### 意見提出期間

令和元年08月01日（木）から令和元年08月30日（金）まで

### お問い合わせ先

原子力規制庁  
原子力規制部 検査グループ 検査監督総括課

- ・手数料は、実費を勘案して政令で定めることとしていることから、許可・指定の後、原子力規制検査を実施する検査量（設計管理、作業管理、QMS等から順次適用）に応じて例外なく設定（原則として事業許可・指定の単位、原子炉設置許可においては原子炉の単位）。
- ・この検査量の見積もりには、原子力施設の種類や規模とその状況による安全上の影響の大きさに応じて検査量を考慮する（安全上の影響の大きさは許可基準規則等での要求事項の体系と整合を図る。）。
- ・また、手数料を算出する際には、検査ガイドにおいて、原子力施設の種類等に応じて日常検査とチーム検査の検査量を設定していることから、事務所経費等の事務費及びチーム検査を行う本庁検査官の出張旅費を実費として対象とする。
- ・追加検査については、米国NRCが運用している検査量を踏まえて、基本検査とは別に検査量を設定して手数料を設定。
- ・ただし、使用前事業者検査に係る原子力規制検査の費用は、対象工事の数・規模で大きく変動することから、使用前確認の手数料（現行の使用前検査の手数料）を別途設定する。

検査量一覧（供用段階の実用発電用原子炉を1とした場合の比率）

施設の種類・規模  施設の状況	製錬施設	加工施設		試験研究用等原子炉施設			発電用原子炉施設		使用済燃料貯蔵施設	再処理施設	廃棄物埋設施設		廃棄物管理施設	使用施設等		核原料物質の使用に係る施設	
		プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質のいずれかの物質の取扱いを行うもの	プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のいずれも取扱いを行わないもの	熱出力500kW未満	熱出力500kW以上のうち原子力規制委員会規則で定める事故の拡大の防止に必要な措置を講ずる必要がないもの	熱出力500kW以上のうち原子力規制委員会規則で定める事故の拡大の防止に必要な措置を講ずる必要があるもの	研究開発段階発電用原子炉	実用発電用原子炉			閉鎖措置を講ずる必要があるもの（第1種及び第2種中深度処分施設）	閉鎖措置を講ずる必要がないもの（第2種ピット処分施設及びトレンチ処分施設）		令第41条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを行うもの	令第41条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを行わないもの		
～核燃料物質等の取扱いの開始前の年度	0.008	0.03	0.02	0.004	0.008	0.02	0.04	0.04	0.004	0.04	0.004	0.002	0.004	0.002	一定の期間につき 0.002	一定の期間につき 0.002	
核燃料物質等の取扱いを行う年度～ 廃止措置計画認可の年度	0.2	0.7	0.5	0.1	0.2	0.5	1.0	1.0	0.1	1.0	～廃棄物埋設に関する確認（原子力規制委員会規則で定める保安のための措置に係るものに限る。）を受けた年度 0.1	～廃棄物埋設に関する確認（原子力規制委員会規則で定める保安のための措置に係るものに限る。）を受けた年度 0.05	0.1	0.05			
廃止措置計画認可の次の年度～	～全ての核燃料物質を原子炉の炉心から取り出した年度	0.02	0.07	0.05	0.05	0.2	0.5	0.7	廃止措置計画として認可しない	0.01	～原子力規制委員会規則で定める処理を終了した年度 1.0	廃棄物埋設に関する確認（原子力規制委員会規則で定める保安のための措置に係るものに限る。）を受けた次の年度～ 0.01	廃棄物埋設に関する確認（原子力規制委員会規則で定める保安のための措置に係るものに限る。）を受けた次の年度～ 0.005	0.01	0.005		
						0.1	0.25	0.35									0.35
					0.01	0.02	0.05	0.07									0.07
	～全ての核燃料物質を工場等から搬出した年度																
	全ての核燃料物質を工場等から搬出した次の年度～																

手数料一覧

施設の種類・規模  施設の状況	製錬施設	加工施設		試験研究用等原子炉施設			発電用原子炉施設		使用済燃料貯蔵施設	再処理施設	廃棄物埋設施設		廃棄物管理施設	使用施設等		核原料物質の使用に係る施設						
		プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質のいずれかの物質の取扱いを行うもの	プルトニウム及びその化合物並びにこれらにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のいずれも取扱いを行わないもの	熱出力500kW未満	熱出力500kW以上のうち原子力規制委員会規則で定める事故の拡大の防止に必要な措置を講ずる必要がないもの	熱出力500kW以上のうち原子力規制委員会規則で定める事故の拡大の防止に必要な措置を講ずる必要があるもの	研究開発段階発電用原子炉	実用発電用原子炉			閉鎖措置を講ずる必要があるもの(第1種及び第2種中深度処分施設)	閉鎖措置を講ずる必要がないもの(第2種ピット処分施設及びトレンチ処分施設)		令第41条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを行うもの	令第41条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを行わないもの							
～核燃料物質等の取扱いの開始前の年度	33.3	116.7	83.3	16.7	33.5	83.7	169.5	169.5	16.7	169.5	16.7	8.3	16.7	8.4	一定の期間につき	一定の期間につき						
核燃料物質等の取扱いを行う年度～ 廃止措置計画認可の年度	1175.0	3995.8	2862.7	622.1	1178.3	2870.9	5683.5	5683.5	620.4	5683.5	～廃棄物埋設に関する確認(原子力規制委員会規則で定める保安のための措置に係るものに限る。)を受けた年度 620.4	～廃棄物埋設に関する確認(原子力規制委員会規則で定める保安のための措置に係るものに限る。)を受けた年度 322.2	620.4	323.0	8.4	8.4						
廃止措置計画認可の次の年度～	～全ての核燃料物質を原子炉の炉心から取り出した年度	149.2	405.6	322.2	323.0	1178.3	2870.9	3995.8	廃止措置計画として認可しない	107.5	～原子力規制委員会規則で定める処理を終了した年度 5683.5	～原子力規制委員会規則で定める保安のための措置に係るものに限る。)を受けた次の年度～ 107.5	107.5	88.2								
																	～全ての核燃料物質を工場等から搬出した年度	622.1	1576.1	1985.9	1985.9	88.1
																	全ての核燃料物質を工場等から搬出した次の年度～	107.7	149.5	323.0	405.6	405.6

## 令第 4 1 条非該当使用者及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査（イメージ） について

令和元年 8 月  
核燃料施設等監視部門

### I. 趣 旨

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 52 条第 1 項の許可を受けた者のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「令」という。）第 4 1 条各号に該当する核燃料物質を使用しない者（以下「令第 4 1 条非該当使用者」という。）及び法第 57 条の 7 第 1 項の規定に基づき核原料物質の使用の届出をした者（以下「核原料物質使用者」という。）の事務所又は工場若しくは事業所に対して、これまで法第 68 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施し、法令の遵守状況を確認するとともに、必要に応じ安全確保の観点から是正を求めてきたところである。

2020 年 4 月の新たな検査制度の導入後は、法第 61 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく原子力規制検査として実施することとなるため、その基本的考え方、検査対象・頻度、実施方法等について示すもの。

### II. 令第 4 1 条非該当使用者及び核原料物質使用者への使用に係る原子力規制検査

#### 1. 原子力規制検査の基本的考え方

原子力規制検査に当たっては、使用（変更）許可申請書どおりの位置、構造及び設備となっているか、また、技術上の基準に従って保安のために講じる必要がある措置の状況等について、関係者への質問及び帳簿、書類その他必要な物件を検査することとなる。

#### 2. 原子力規制検査の検査対象・頻度

検査の対象とする工場又は事業所（以下「検査対象施設」という。）は、核燃料物質等の使用方法やこれまでの検査結果を考慮しつつ、10 年に 1 回の頻度で実施することとし、年度毎に計画を策定する。

#### 3. 原子力規制検査の実施方法等

##### （1）検査実施に係る通知

年度計画に基づき、当該年度始めに全ての検査対象施設に対して検査を行う旨を連絡する。その後、概ね 3～4 週間前に事前に文書等により、実施日、検査項目、手数料納付等の連絡を行う。

##### （2）検査項目

別紙 1 「令第 4 1 条非該当使用者に係る検査項目」

別紙 2 「核原料物質使用者に係る検査項目」

### (3) 検査に係る手数料納付依頼

令第65条第2項に基づき原子力規制委員会規則で定める手数料に係る納入告知書の発行手続きを行い、発行された納入告知書を概ね3週間前に郵送する。また、検査実施前に検査に係る手数料が納付されていることを確認する。

### (4) 検査実施手順

#### ① 現場確認前の聴取

現場確認の前に、現状の施設の運用状況や保安に関する事項（法令改正、許可内容、直近の施設運転状況等）、検査対象施設の保安活動の状況等について事前に聴取を行う。

#### ② 現場確認

現場確認においては、検査対象施設の日常の保安活動にて安全が確保されているか、また法令要求、許可事項等に適切に対応できているかという主に2つの観点で、以下の状況について現場を確認する。

- ・使用施設、貯蔵施設、廃棄施設や設備の整理・整頓状況
- ・管理区域の出入りに係る従事者等の行動等（特に、退出時における汚染検査や作業着、防護具の脱着、汚染検査装置、除染器具等の配置等）
- ・フードやグローブボックス周りの養生状態や内部の状況（核燃料物質や廃棄物が放置されていないか、雑に取り扱っている痕跡がないかなど）

#### ③ 現場確認を踏まえた書類確認

現場確認後に、改めて検査対象施設の許認可への適合性及び保安活動の状況を確認する。

### (5) 検査気付き事項が確認された場合の対応

検査担当職員は、検査気付き事項が確認された場合は、非該当使用者等と事実関係について認識共有を行った上で、「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」に基づき、当該検査気付き事項が指摘事項となるのか、軽微となるのかの判断を行い、非該当使用者等へ伝達する。

また、意図的な不正行為や原子力規制委員会の規制監視活動に影響を与える行為を含む法令違反等が確認された場合は、「原子力規制検査における規制対応措置ガイド」に基づき、事案の深刻度の評価及び処置の検討を行う。

#### ※関係ガイド

検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド試運用版

(<https://www.nsr.go.jp/data/000263370.pdf>)

原子力規制検査における規制対応措置ガイド試運用版

(<https://www.nsr.go.jp/data/000268300.pdf>)



(6) 報告書への記載

検査担当職員は、検査気付き事項のうち指摘事項と判断した場合は、原子力規制検査報告書にその内容を記録する。

(7) 原子力規制検査の実施フロー

別紙 3 「原子力規制検査の実施フロー」

## 令第 4 1 条非該当使用者に係る検査項目

以下に示す「法」とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」をいい、「規則」とは、「核燃料物質の使用等に関する規則」をいう。

**1. 核燃料物質使用の基準に従って講じる保安のための必要な措置の状況**

- (1) 品質マネジメントシステムに関すること  
[法第 5 6 条の 3 第 1 項及び規則第 2 条の 1 1 の 3]
- (2) 管理区域への立入制限等に関すること  
[法第 5 6 条の 3 第 1 項及び規則第 2 条の 1 1 の 4]
- (3) 線量等に関する措置に関すること  
[法第 5 6 条の 3 第 1 項及び規則第 2 条の 1 1 の 5]
- (4) 放射性物質による汚染の状況等の測定に関すること  
[法第 5 6 条の 3 第 1 項及び規則第 2 条の 1 1 の 6]
- (5) 使用施設等の施設管理に関すること  
[法第 5 6 条の 3 第 1 項及び規則第 2 条の 1 1 の 7]
- (6) 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること  
[法第 5 6 条の 3 第 1 項及び規則第 2 条の 1 1 の 8]
- (7) 核燃料物質の使用に関すること  
[法第 5 6 条の 3 第 1 項及び規則第 2 条の 1 1 の 9]
- (8) 工場又は事業所において行われる運搬に関すること  
[法第 5 6 条の 3 第 1 項及び規則第 2 条の 1 1 の 1 0]
- (9) 貯蔵に関すること  
[法第 5 6 条の 3 第 1 項及び規則第 2 条の 1 1 の 1 1]
- (10) 工場又は事業所において行われる廃棄に関すること  
[法第 5 6 条の 3 第 1 項及び規則第 2 条の 1 1 の 1 2]

**2. その他保安のために必要な事項**

- (1) 核燃料物質使用許可申請書等との整合
  - ① 予定使用期間及び年間予定使用量
  - ② 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備 等
- (2) 核燃料物質使用に関する記録の管理状況
- (3) 譲渡し及び譲受けの制限に関すること

## 核原料物質使用者に係る検査項目

以下に示す「法」とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」をいい、「原料使用規則」とは、「核原料物質の使用に関する規則」をいう。

### 1. 核原料物質使用に関する技術上の基準

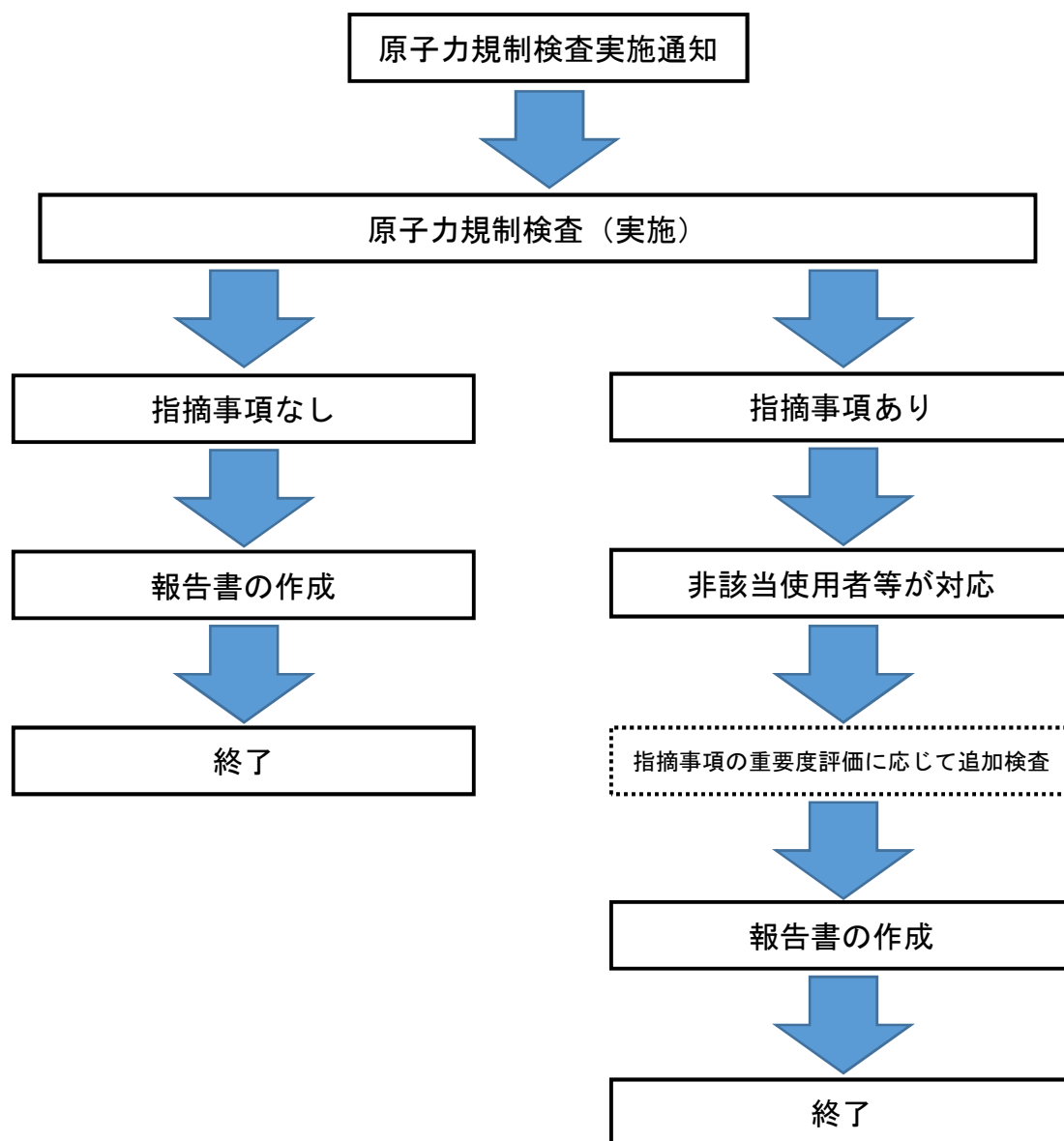
[原料使用規則第 2 条]

- (1) 使用及び使用上の注意事項について  
[法第 57 条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 2 条第 1 号及び第 2 号]
- (2) 管理区域、周辺監視区域への立入制限等に関する事  
[法第 57 条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 2 条第 3 号及び第 4 号]
- (3) 線量等に関する措置に関する事  
[法第 57 条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 2 条第 5 号、第 6 号、第 7 号]
- (4) 放射性物質による汚染の状況等の測定に関する事  
[法第 57 条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 2 条第 8 号、第 9 号]
- (5) 換気設備、放射線測定器及び非常用設備の維持管理に関する事  
[法第 57 条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 2 条第 10 号]
- (6) 核原料物質の廃棄に関する事  
[法第 57 条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 11 号及び 11 の 2 号]
- (7) 核原料物質の運搬に関する事  
[法第 57 条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 12 号]
- (8) 核原料物質の貯蔵に関する事  
[法第 57 条の 7 第 4 項及び原料使用規則第 13 号]

### 2. その他保安のために必要な事項

- (1) 核原料物質使用届等との整合
  - ① 予定使用期間及び年間予定使用量並びに核原料物質在庫報告
  - ② 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備 等
  - ③ 核原料物質の譲渡及び譲受の状況
- (2) 核原料物質使用に関する記録の管理状況

## 原子力規制検査の実施フロー



## 【検査気付き事項が確認された場合の対応】

検査担当職員は、検査気付き事項が確認された場合は、非該当使用者等と事実関係について認識共有を行った上で、「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」に基づき、当該検査気付き事項が指摘事項となるのか、軽微となるのかの判断を行い、非該当使用者等へ伝達する。

また、意図的な不正行為や原子力規制委員会の規制監視活動に影響を与える行為を含む法令違反等が確認された場合は、「原子力規制検査における規制対応措置ガイド」に基づき、事案の深刻度の評価及び処置の検討を行う。

# 品質基準規則の適用 (使用許可に添付すべき保安のための 業務に係る品質管理に必要な体制の整備 に関する事項のイメージ) について

令和元年8月

1

## 1. はじめに

○2020年4月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下、原子炉等規制法)が改正され、**使用の許可申請書に品質管理に必要な体制の整備に関する事項が追加**されるとともに、**新たに原子力規制検査が開始**されます。

また、これにあわせて「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下、**品質基準規則**という。)が導入され、使用者(令第41条非該当)にも適用されることとなります。

○本日は、品質基準規則の概要をご紹介しますとともに、使用者(令第41条非該当)の皆様にお願ひする事項についてご説明します。

## 2. 品質基準規則とは

### ○目的

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保すること。

### ○内容

- ・ 国際規格(ISO9001やIAEA基準)に過去のトラブル事象の反省等を反映した品質マネジメントシステム(QMS)要求事項を定めたもの。
- ・ 計画、実施、評価、改善のサイクル(PDCAサイクル)を回すことにより、**業務の継続的な改善の実施**を求めるもの。
- ・ マネジメントレビューや内部監査などを含んだ多岐にわたる内容となっておりますが、事故等が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が環境に与える影響の度合いの低い使用者(令第41条非該当)への適用には、原子力の安全の確保に与える重要性に応じた適用(**グレーデットアップローチ**)を行うこととし、**新たに第54条を追加しました。**

3

## 3. 使用者(令第41条非該当)に適用する品質基準規則

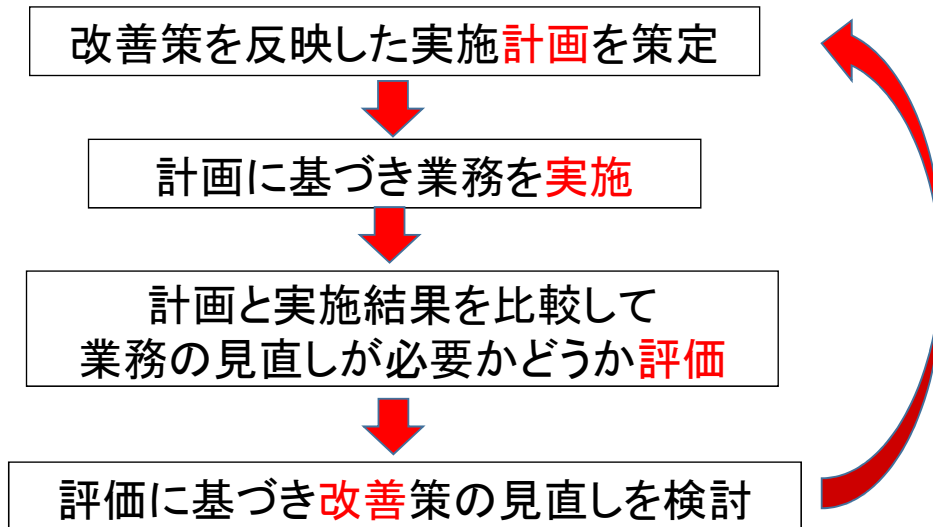
第54条(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制) (イメージ)

「品質基準規則」
第一章～第六章(略) 第七章 使用施設等
(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)
第五十四条 使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 個別業務に関する計画、実施、評価及び継続的な改善を行うこと。
二 原子力の安全の確保を重視する精神を持ち、原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれないようにすること。(検討中)

### 3. 使用者(令第41条非該当)に適用する品質基準規則

- 一 個別業務に関する計画、実施、評価及び継続的な改善を行うこと。

原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事象を自ら探しに行き  
改善が必要な事象をもし見つけたら



5

### 3. 使用者(令第41条非該当)に適用する品質基準規則

- 一 個別業務に関する計画、実施、評価及び継続的な改善を行うこと。

#### 具体例

～貯蔵施設の場合～

使用者である〇〇は、当該貯蔵施設において、核燃料物質の貯蔵を行う際には、その保管状況を確認し、核燃料物質が漏洩する可能性が懸念される場合には、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行う。

6

### 3. 使用者(令第41条非該当)に適用する品質基準規則 (検討中)

二 原子力の安全の確保を重視する精神を持ち、原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれないようにすること。

解釈

第2号に規定する「原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれない」とは、**例えば、コストや工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。**

～具体例～

使用者である〇〇は、**原子力の安全の確保を最優先にして、原子力の安全がそれ以外の事項(コストや工期等)によって損なわれないようにする。**

7

### 3. 使用許可に添付すべき保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項のイメージ

#### 1. 目的

使用者である〇〇\*1は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に基づき、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。

#### 2. 適用範囲

本説明書は、使用者である〇〇\*1が実施する、核燃料物質(天然ウラン、劣化ウラン、トリウム)\*2の貯蔵施設\*3における保安活動に適用する。

#### 3. 実施内容

- (1) 使用者である〇〇\*1は、当該貯蔵施設において、核燃料物質の貯蔵を行う際には、その保管状況を確認し、核燃料物質が漏洩する可能性が懸念される場合には\*4、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行う。
- (2) 使用者である〇〇\*1は、計画、実施、評価及び改善状況の記録を作成し、これを保存する。
- (3) 使用者である〇〇\*1は、原子力の安全の確保を最優先にして、原子力の安全がそれ以外の事項(コストや工期等)によって損なわれないようにする。(検討中)

注記:

- \*1…該当する具体的な名称を記載
- \*2…所有する核燃料物質の種類を記載
- \*3…該当する施設を記載。使用施設、廃棄施設など
- \*4…具体的なケースを記載



#### 4. 皆様へのお願い

- 原子力安全の向上のため、懸案事項がないか常に意識するとともに、継続的な改善を行って下さい。
  
- 実施した計画、実施、評価及び改善については、「核燃料物質の使用等に関する規則」において**記録の作成及び3年間の保存を求める予定です。**
  
- 品質マニュアルを含む品質マネジメントシステムに係る文書の作成は規則では要求しない予定です。

## 核燃料物質使用者（政令第 41 条非該当）、核原料使用者に関連する 法改正に伴う関係規定と必要な手続き等

令和元年 8 月

原子力規制庁制度改正審議室

## 1. 手続き等

法令等	主な内容	必要となる手続き等	非該当使用者	核原料使用者
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	2020 年 4 月施行 ・ 52 条（使用許可）第 2 項第 10 号 <u>品質管理に関する要求</u> ・ 附則第 4 条, 5 条（経過措置） <u>施行後 3 月以内に変更事項を届出</u> ・ 61 条 2 の 2（原子力規制検査） <u>規制検査の創設</u>	・ 要求事項を踏まえた活動の実施  ・ 使用許可の変更届出  ・ 規制検査の受検	○  ○  ○	—  —  ○
核燃料物質の使用等に関する規則	2020 年 4 月施行 ・ 1 条の 2（核燃料物質の使用の許可の申請）に「保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」が必要 ・ 2 条の 11 の 7（使用施設等の施設管理）の追加	・ 使用許可の変更届出  ・ 施設等の管理	○  ○	—  —
核原料物質の使用等に関する規則	2020 年 4 月施行 ・ 報告様式の様式名の変更。	—	—	（内容に変更なし）
原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則、同解釈	2020 年 4 月施行 ・ 保安業務の改善活動を要求	・ 要求事項を踏まえた活動の実施	○	—

## 2. その他

ご質問等の窓口

- ① 本日の説明会の内容に関すること

原子力規制庁 核燃料施設等監視部門

電話：03-5114-2115、メール saikuru@nsr.go.jp

② 使用施設に関する一般事項に関すること

原子力規制庁 研究炉等審査部門

電話：03-5114-2118、メール shiyou@nsr.go.jp

③ 本日の説明会 ホームページ掲載箇所（配付資料、議事録、You Tube 掲載予定）

<https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/setsumeikai.html>

**核燃料物質使用者（政令41条非該当）等に関する法改正事項説明会**

- 令和元年08月26日（月） 場所：原子力規制委員会（東京都港区六本木1丁目9-9 六本木ファーストビル 13階）  
会議室A  
時間：10：30～11：30
- 令和元年08月21日（水） 場所：原子力規制委員会（東京都港区六本木1丁目9-9 六本木ファーストビル 13階）  
会議室A  
時間：14：00～15：00
- 平成31年02月27日（水） 場所：原子力規制委員会（東京都港区六本木1丁目9-9 六本木ファーストビル 13階）  
会議室A  
時間：14：00～15：00  
  - 配布資料【PDF：1MB】   YouTube
  - 議事録【PDF：22&KB】 
- 平成31年02月25日（月） 場所：原子力規制委員会（東京都港区六本木1丁目9-9 六本木ファーストビル 13階）  
会議室A  
時間：14：00～15：00  
  - 配布資料【PDF：1MB】   YouTube
  - 議事録【PDF：216KB】 

**お問い合わせ**

原子力規制庁  
核燃料施設等監視部門  
電話（直通）：03-5114-2115

# 【令第41条非該当施設】新旧廃棄物管理状況報告書について

資料5

## 【旧様式】

様式第1の3（第7条第2項関係）

~~平成~~ 年度廃棄物管理状況報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質の使用等に関する規則第7条第2項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
事業上の連絡先	所 在 地	電 話 番 号（ ）
	連絡員の氏名	所属部署名（ ）
施設名称		工場又は事業所における合計
放射性廃棄物の種類		
当該廃棄物に含まれる放射性物質の数量		
保管廃棄本数（注）		

注 期末において保管廃棄施設に保管廃棄容器に換算した本数を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

**日本工業規格→日本産業規格**

## 【新様式】

様式第1の3（第7条第2項関係）

年度廃棄物管理状況報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所  
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質の使用等に関する規則第7条第2項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
施設名称		工場又は事業所における合計
放射性廃棄物の種類		
当該廃棄物に含まれる放射性物質の数量		
保管廃棄本数（注）		

注 期末において保管廃棄施設に保管廃棄されている本数を記載すること。なお、本数は200L容器に換算した本数を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

## 【他変更点】

！ 現行（平成30年度分報告まで）！		！ 平成31年度分報告（H32.5月報告）から適用！	
報告書名	廃棄物管理状況報告書	報告書名	廃棄物管理状況報告書
根拠法令	使用規則 第7条第2項	根拠法令	使用規則 第7条第2項
報告対象期間	前年度	報告対象期間	前年度
提出期限 /根拠法令	新年度4/30  使用規則 第7条第2項	提出期限 /根拠法令	<b>新年度5/15 （報告期間経過後45日以内）</b>  使用規則 第7条第2項
提出部数 /根拠法令	正 本 1 通  使用規則 第7条第3項	提出部数 /根拠法令	正 本 1 通  使用規則 第7条第3項
提出方法 /根拠法令	規定なし	提出方法 /根拠法令	<b>電磁的記録媒体も可 （ただし、提出票を紙媒体で添付）</b>  使用規則 第12条

### <原子力事業者から受け取る文書について>

令和元年6月12日の原子力規制委員会において、原子力規制委員会が原子力事業者から受け取る文書のうち、**押印や個人情報**を求めているものについて、**今後はそれらを求めないこととする規則等の改正案が決定されました。**

今後、これまで印影等を付していただいていた全ての許認可申請、届出等について、**印影等を付さないようお願い**します。

【<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/nenryou/shiyou12.html>】

その他、核燃料物質の使用等に関する規則に定める様式

【<http://www.nsr.go.jp/data/000034171.doc>】

## 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（第1条改正；平成29年6月21日施行済み）

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

**第五十六条の三** 使用者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 使用施設等の保全
  - 二 核燃料物質の使用
  - 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）
- 2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

**第五十六条の四** 原子力規制委員会は、使用施設等の保全、核燃料物質の使用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その使用者に対し、当該使用施設等の使用の停止、改造、修理又は移転、核燃料物質の使用の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

- 2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、使用者に対し、是正措置等を命ずることができる。

（使用の廃止に伴う措置）

**第五十七条の五** 使用者は、核燃料物質の全ての使用を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

- 2 使用者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条第二項において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。
- 3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十七条の五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七条の五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十七条の五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

（第3条改正；2020年4月1日施行予定）

（使用の許可）

**第五十二条** 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 ～ 九(略)

十 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設(以下「使用施設等」という。)の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

**第六十一条の二の二** 原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

一 次に掲げる検査の実施状況

イ 第十六条の三第二項、第二十八条第二項、第四十三条の三の十一第二項、第四十三条の九第二項、第四十六条第二項又は第五十一条の八第二項に規定する使用前事業者検査

ロ 第十六条の五第二項、第二十九条第二項、第四十三条の三の十六第二項、第四十三条の十一第二項、第四十六条の二の二第二項又は第五十一条の十第二項に規定する定期事業者検査

ハ 第五十五条の二第二項に規定する使用前検査

二 次に掲げる技術上の基準の遵守状況

イ 第十六条の四、第二十八条の二、第四十三条の三の十四、第四十三条の十、第四十六条の二又は第五十一条の九の技術上の基準

ロ 第五十七条の七第四項の技術上の基準

三 次に掲げるものに従って講ずべき措置の実施状況

イ 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七條第一項の認可を受けた保安規定(これらの規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの)

ロ 第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の認可を受けた核物質防護規定(これらの規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの)

ハ 第十二條の六第二項、第二十二條の八第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三條の二十七第二項、第五十条の五第二項、第五十一条の二十五第二項又は第五十七條の五第二項の認可を受けた廃止措置計画(第十二條の六第三項又は第五項(これらの規定を第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。)の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)

二 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三十五第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十六第二項又は第五十七條の六第二項の認可を受けた廃止措置計画(第十二條の七第四項又は第六項(これらの規定を第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。)の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)

- ホ 第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画(同条第三項において準用する第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)
  - へ 前条第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法
  - 四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる措置の実施状況
  - イ (略)
  - ロ 第二十一条の二第一項、第三十五条第一項、第四十三条の三の二十二第一項、第四十三条の十八第一項、第四十八条第一項、第五十一条の十六第一項から第三項まで、第五十六条の三第一項又は第五十八条第一項に規定する保安のために必要な措置
  - ハ (略)
- 2～10(略)

## 附則

### 第四条

この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第三条第一項の指定を受けている者(第四項において「旧製錬事業者」という。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三月以内に、当該指定に係る事業に係る新原子炉等規制法第三条第二項第五号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が新原子炉等規制法第四条第三号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

2～3 (略)

4 原子力規制委員会は、旧製錬事業者が第一項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、新原子炉等規制法第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

5 新原子炉等規制法第六十九条及び第七十一条第六項の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

### 第五条

1～7 (略)

8 前条第一項、第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第五十二条第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「事業に」とあるのは「核燃料物質の使用に」と、「第三条第二項第五号」とあるのは「第五十二条第二項第十号」と、「第四条第三号」とあるのは「第五十三条第四号」と、同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第五十二条第一項」と、「事業の」とあるのは「核燃料物質の使用の」と、同条第五項中「第六十九条及び第七十一条第六項」とあるのは「第六十九条」と読み替えるものとする。

別表第● 核燃料物質の使用等に関する規則（第●条関係）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則（令和元年原子力規制委員会規則第●号。以下「品質管理規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。</p> <p>三 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p> <p>四 「略」</p> <p>五 「略」</p> <p>六 「略」</p> <p>七 「略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>六 「設計評価事故」とは、操作上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災、爆発その他の災害により発生する事故であつて、公衆に放射性物質又は放射線による影響を及ぼすおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。</p> <p>七 「安全機能」とは、使用施設等の通常時又は設計評価事故時において、使用施設等の安全性を確保するために必要な機能という。</p> <p>八 「安全上重要な施設」とは、使用施設等のうち、安全機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計評価事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が使用施設等を設置する工場又は事業所の外へ放出されることを抑制</p>



「号を削る。」

八 「廃止措置対象施設」とは、法第五十七条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。）に係る廃止措置の対象となる使用施設等をいう。

九 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、使用施設等の設計において発生を想定している次に掲げるものをいう。

イ 自然現象

ロ 使用施設等を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ 使用施設等内における火災、化学薬品の漏えいその他の使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十 「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものをいう。

（核燃料物質の使用の許可の申請）

第一条の二 法第五十二条第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

「一・二 略」

し、又は防止するものをいう。

九 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。）又は従属要因（単一の原因によつて確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。）によつて同時にその機能が損なわれないことをいう。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

（核燃料物質の使用の許可の申請）

第一条の二 「同上」

「一・二 同上」

三 法第五十二条第二項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項について記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 「略」

二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（発生頻度が設計評価事故（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。）第一条第二項第一号に規定するものをいう。以下第二条の十二において同じ。）より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に应ずる災害防止の措置に関する説明書

三 「略」

四 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 「略」

（変更の許可の申請）

第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、

「号を加える。」

一 「同上」

二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に应ずる災害防止の措置に関する説明書

三 「同上」

「号を加える。」

四 「同上」

3 「同上」

（変更の許可の申請）

第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載す

法第五十二条第二項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、前条第一項第三号に掲げる事項を記載するものとする。

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

〔一〕三 略〕

四 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 〔略〕

（使用前検査の実施）

第二條の二 使用前検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
  - 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
  - 三 その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法
- 2 使用前検査の行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査の記録）

第二條の三 使用前検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法

るものとする。

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

〔一〕三 同上〕

〔号を加える。〕

3 〔同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

四 検査の結果

五 検査を行った者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 使用前検査の結果の記録は、当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間保存するものとする。

（溶接に係る使用前検査を行った旨の表示）

第二条の四 使用施設等に係る容器若しくは管（以下、この条において、「容器等」という。）であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものを設置する使用者は、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに係る使用前検査を終了したときは、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに使用前検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前検査の確認の申請）

第二条の五 法第五十五条の二第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

「一・二 略」

三 確認を受けようとする使用施設等の範囲

「条を加える。」

（施設検査の申請）

第二条の二 法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等の工事（第二条の六に規定する使用施設等であつて溶接をするものの溶接を除く。次項及び第二条の五において同じ。）について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 検査を受けようとする使用施設等の範囲

四 「略」

五 確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法

六 確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類

七 確認を受けようとする使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステム

八 使用施設等に係る工事の場合であつて使用施設等を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき、又は使用施設等の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときにあつてはその使用の期間及び方法

2|| 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならぬ。

一 工事の工程

二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三 第二条の十一の七第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第五号の内容が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを説明した書類

五 使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステムに関する説明書

六 前項第八号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

「条を削る。」

四 「同上」

「号を加える。」

五 受けようとする検査の期日、場所及び種類

「号を加える。」

「号を加える。」

2|| 法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等を変更する場合における当該使用施設等の工事について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を受けようとする変更に係る使用施設等の範囲

四 変更に係る使用施設に設けられるセル等の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大

五 受けようとする検査の期日、場所及び種類

3 前二項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

（施設検査の実施）

第二条の三 法第五十五条の二第一項の検査（以下「施設検査」という。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める

「条を削る。」

(使用前確認を要しない場合)

第二条の六 法第五十五条の二第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 使用施設等をの設置の工事において、核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき
- 二 前号に規定する場合以外の使用施設等を試験のために使用する場合
- 三 使用施設等の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき
- 四 使用施設等の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用するができる旨を指示した場合

ときに行う。

- 一 気密、水密又は耐食を要する材料又は部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
- 二 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

(施設検査実施要領書)

第二条の三の二 原子力規制委員会は、第二条の二第一項及び第二項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

「条を加える。」

五 使用施設等の設置又は変更の工事であつて、法第五十五条の二第二項各号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合への適合性に関連しないものの場合

(使用前確認証)

第二条の七 原子力規制委員会は、申請のあつた使用前検査に係る使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれかにも適合していると認めるときは、使用前確認証を交付する。

「条を削る。」

(合格証)

第二条の四 原子力規制委員会は、施設検査を行い、合格と認めるときは、検査合格証を交付する。

(工事の技術上の基準)

第二条の五 法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。

イ 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

ロ 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（使用済燃料を除く。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）するセル等又は再処理研究設備（再処理の研究の用に供する設備であつて、気密又は水密を要するものをいう。）をその内部に設置するセル等は、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。

ニ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄するセル等は、当該物質がセル等に漏えいするおそれがない構造

- 
- ホ 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。
- ヘ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。
- ト セル等がその内部を負圧状態に保つ必要があるものであるときは、当該セル等は、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。
- チ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造であること。
- 二 使用施設等に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なもの（以下この号において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保できるものであること。
- 三 使用施設等に属する容器及び管のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設すること。
- 四 使用施設等のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものであること。
- 五 使用施設等は、放射線障害を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。
-



イ 通常時において使用施設等からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度以下となるように施設すること。

ロ 工場又は事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設すること。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられているものであること。

六 使用施設等は、次に掲げるところにより、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するための措置が講じられているものであること。

イ 火災又は爆発の影響を受けることにより使用施設等の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設すること。

ロ イの消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

ハ 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられているものであること。

ニ 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものであること。

ホ 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するセル等及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が

- 
- 七 講じられているものであること。  
使用施設等は、次に掲げるところにより、人がみだりに管理区域内及び周辺監視区域内に立ち入らないような措置が講じられているものであること。
- イ 管理区域の境界には、壁、柵その他の区画物及び標識が設けられていること。
- ロ 周辺監視区域には、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識が設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかなる場合は、この限りでない。
- 八 使用施設等は、核燃料物質の臨界を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。
- イ 核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤作動が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられているものであること。
- ロ 単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤作動が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものであること。
- ハ 臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を施設すること。
- 九 使用施設等は、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関
-

- する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。以下「使用許可基準規則」という。）第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用施設等を十分に支持することができる地盤に施設すること。
- 十 使用施設等は、これに作用する地震力（使用許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設すること。
- 十一 耐震重要施設（使用許可基準規則第八条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、使用許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設すること。
- 十二 耐震重要施設が使用許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 十三 使用施設等は、その供用中に当該使用施設等に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。
- 十四 使用施設等が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 十五 使用施設等は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により使用施設等の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。
- 十六 工場又は事業所には、使用施設等への人の不法な侵入、使

- 用施設等に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、適切な措置が講じられていること。
- 十七 工場又は事業所には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。
- 十八 使用施設等がその施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 十九 使用施設等がその施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 二十 使用施設等に属する設備であつて、機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、使用施設等の安全機能を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 二十一 使用施設等は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう施設すること。
- 二十二 使用施設等は、当該使用施設等の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設すること。
- 二十三 使用施設等は、他の原子力施設又は同一の工場又は事業所内の他の使用施設等と共用する場合には、使用施設等の安全性を損なわないように施設すること。
- 二十四 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十八号イの放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物

---

質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設すること。

二十五 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設すること。

二十六 使用施設等には、次に掲げる設備を施設すること。

イ その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

ロ 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

ハ 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（ロの避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

二十七 貯蔵施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置が講じられているものであること。

ロ 標識が設けられていること。

ハ 必要に応じて核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（以下「崩壊熱等」という。）により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

二十八 廃棄施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用施設等において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

---

- 
- ロ 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
- ハ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- ニ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- ホ 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- ヘ 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、外部と区画されたものであること。
- ト 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置が講じられているものであること。
- チ 放射性廃棄物を保管廃棄する施設であつて、放射性廃棄物の崩壊熱等により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。
- リ 標識が設けられていること。
- 二十九 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備が備えられていること。
- 三十 工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する設備が備えられていること。この場合において、当該事項を直接計測す
-

- 
- ることが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。
- イ 放射性廃棄物の排気口又はそれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
  - ロ 放射性廃棄物の排水口又はそれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度
  - ハ 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度
- 三十一 使用施設等には、次に掲げる非常用電源設備を施設すること。
- イ 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、使用施設等の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。
  - ロ 使用施設等の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。
- 三十二 工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において工場又は事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設すること。
- 三十三 工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において使用施設等の外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を施設すること。
- 三十四 前号の専用通信回線は、必要に応じて多様性を有するものであること。
- 三十五 使用施設等は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられているものであること。
-

「条を削る。」

三十六 使用施設等は、前各号に定めるもののほか、法第五十二条第一項又は法第五十五条第一項の使用又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類に記載したところによるものであること。

(溶接検査を受ける使用施設等)

第二条の六 法第五十五条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める使用施設等は、令第四十一条第一号又は第二号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第一号から第三号まで及び第七号に、同条第三号から第六号までに掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第四号から第七号までに掲げるとおりとする。

一 プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上のもの

ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル)以上の容器(イに規定するものを除く。)であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ハ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル)以上の管(イに規定するものを除く。)であつて、外径六十一ミリメートル(最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超えるもの(放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されてい



- 
- るダクトを除く。)
- 二 放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管(前号に規定するものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ その内包する放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七メガベクレル毎立方センチメートル)以上のもの
- ロ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上の容器(イに規定するものを除く。)であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
- ハ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上の管(イに規定するものを除く。)であつて、外径六十一ミリメートル(最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超えるもの(放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。)
- 三 プルトニウムの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質又は放射性物質の濃度が三十七メガベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリップトレイその他の容器
- 四 ウラン又はウランの化合物を含む気体状の物質を内包する容器又は管(その容器又は管の内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎
-

- 
- 立方センチメートル以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
- ロ その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの
- 五 ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の容器（その内包するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）
- ロ その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の管（その内包するウランの量が五キログラム未満の容器に附属する管を除く。）であつて、液体状の六ふつ化ウランを内包するもの又は外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの
- 六 六ふつ化ウランの加熱容器であつて、液体状の六ふつ化ウラン又は大気圧を超える圧力の気体状の六ふつ化ウランを内包する容器からの漏えいの拡大を防止する機能を有するもの（加熱するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）
- 七 胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設に属するものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの
- イ 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル
-

「条を削る。」

- ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル
- ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

（溶接検査の申請）

- 第二条の七 法第五十五条の三第一項の規定により前条に規定する使用施設等の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三項に定める場合は、この限りでない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
  - 三 溶接施工工場の名称及び所在地
  - 四 溶接工程表
  - 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施工法並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
  - 二 溶接の方法に関する説明書
  - 三 検査を受けようとする容器又は管の構造図
  - 四 溶接部の設計図
- 3 法第五十五条の三第一項の規定により溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第二条の八及び第二条の九 削除

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
  - 三 溶接施工場の名称及び所在地
  - 四 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接の方法に関する説明書
  - 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
  - 三 溶接部の設計図
  - 四 溶接（前条第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（次条第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書
- 5 第一項若しくは第三項の申請書又は第二項若しくは前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 6 第一項又は第三項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接検査の実施）

第二条の八 法第五十五条の三第一項の検査（溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接についての検査を除く。）は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

- 一 溶接作業を行うとき（第二条の六第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制

- 委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。)
- 二 法第五十五条の三第二項に規定する技術上の基準(以下「溶接の技術基準」という。)により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になつたとき。
- 三 溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になつたとき。
- 四 耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になつたとき(第二条の六第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。)

(溶接検査を要しない場合)

- 第二条の九 法第五十五条の三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 使用施設に属する容器又は管であつて、セル等の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして法第五十五条の三第一項の検査を受けないで使用することを承認した場合
- 二 漏止め溶接のみをした第二条の六第七号に規定する容器又は管(耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。)を使用する場合
- 三 使用施設に属する容器又は管であつて、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)第一条の三第一項第二号又は規定する試験研究用等原子炉の附属施設のうち的主要な実験設備として法第二十八条の二第一項又は第四項の検査に合格したものを使用する場合

(溶接検査実施要領書)

「条を削る。」

「条を削る。」

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 略

六 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 略

2 「略」

(記録)

第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 使用施設等の第一、二条の十一の七第一項の施設管理		

第二条の九の二 原子力規制委員会は、第二条の七第一項及び第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十五条の三第一項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第二条の十 原子力規制委員会は、法第五十五条の三第一項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるものとする。

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十の二 法第五十五条の四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 略 同上

「号を加える。」

六 「同上」

2 「同上」

(記録)

第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 施設検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間

<p>以下この表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果</p>	<p>確認の都度</p>	<p>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>
<p>ロ 第二条の十一の七第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者</p>	<p>施設管理の実施の都度</p>	<p>施設管理を実施した使用施設等を解体又は廃棄した後五年が経過するまでの期間</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>
<p>ハ 第二条の十一の七第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者</p>	<p>評価の都度</p>	<p>評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理の目標又は施設保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>
<p>ニ 「略」 「削る。」</p>	<p>「略」 「削る。」</p>	<p>「略」 「削る。」</p>	<p>三 二 「同上」 イ 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法</p>	<p>「同上」 毎日一回（法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回）</p>	<p>「同上」 一年間</p>

三|| 操作記録（安全  
 上重要な施設に限  
 る（イを除く。）  
 。法第五十七條の  
 五第二項の認可を  
 受けた使用施設等  
 に係るものを除く  
 。）  
 イ 警報装置から  
 発せられた警報

その都度

三年間

四|| 警報装置から発  
 せられた警報の内  
 容（令第四十一條  
 各号に掲げる核燃  
 料物質に係るもの  
 に限る。）  
 ハ 使用施設等の  
 定期的な自主検  
 査の結果（令第  
 四十一條各号に  
 掲げる核燃料物  
 質に係るものに  
 限る。）  
 ロ 使用施設等の  
 修理の状況及び  
 その担当者の氏  
 名（令第四十一  
 條各号に掲げる  
 核燃料物質に係  
 るものに限る。）  
 第五十七條の五  
 第二項の認可を  
 受けた使用施設  
 等にあつては点  
 検の状況を除く  
 。）

その都度

検査の都度

修理の都度

一年間  
 同一事項に関する次  
 の検査のときまでの  
 期間  
 一年間



の内容（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	ロ 使用施設等への核燃料物質の種類別の挿入量	ハ 使用施設等における温度、圧力及び流量の値	ニ 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	ホ 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	四 品質管理規則第三条第三項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（令第四十一条各号に掲げる核燃料
	挿入の都度（連続式にあつては連続して連続して	開始及び停止の都度	操作の開始及び交代の都度	〔略〕	当該文書又は記録の作成又は変更の都度
	三年間	三年間	三年間	〔略〕	当該文書又は記録の作成又は変更後三年間
	〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕	品質保証計画（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）
	〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕	策定及び改定の都度
	〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕	〔同上〕	次の改定の後三年間

<p>物質に係るものに限る。他の号に掲げるものを除く。</p> <p>七 「略」</p> <p>八 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称</p>	<p>「略」</p> <p>法第五十七条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度</p>	<p>「略」</p> <p>第七項に定める期間</p>
<p>八 「同上」</p> <p>「加える。」</p>	<p>「同上」</p> <p>「加える。」</p>	<p>「同上」</p> <p>「加える。」</p>

〔2〕6 略

7 第一項の表第二号リ及びヌ、第五号イからニまで並びに第九号の記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8 「略」

(品質マネジメントシステム)

第十二条の十一の三 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、法第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第二条の十一の四から第二条の十一の十二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

(管理区域への立入制限等)

第十二条の十一の四 「略」

(線量等に関する措置)

第十二条の十一の五 「略」

〔2〕6 同上

7 第一項の表第二号リ及びヌ並びに第五号イからニまでの記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8 「同上」

「条を加える。」

(管理区域への立入制限等)

第十二条の十一の三 「同上」

(線量等に関する措置)

第十二条の十一の四 「同上」

(放射性物質による汚染の状況等の測定)

第二条の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

「一〜四 略」

(使用施設等の施設管理)

第二条の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第五十二条第一項若しくは法第五十五条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、法第五十五条の二第二項第二号の技術上の基準に適合する性能を有する使用施設等を設置し、及びこれを維持するため、使用施設等の管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第五十七条の五第二項の認可若しくは法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第六条の三第一項第五号の性能維持施設の施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号に規定する施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(第一号に規定する施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める施設管理の目標を含む。以下同じ。)を定めること。

四 前号に規定する施設管理の目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従つ

(放射性物質による汚染の状況等の測定)

第二条の十一の五 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、この限りでない。

「一〜四 同上」

「条を加える。」

- 
- て施設管理を実施すること。
- イ 施設管理の実施に関する計画の始期及び期間に関すること。
- ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。
- ハ 使用施設等の巡視に関すること。
- ニ 使用施設等の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期に関すること。
- ホ 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
- ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
- ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理規則第二条第二項第七号の未然防止処置を含む。）に関すること。
- チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。
- 五 使用施設等の施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。
- イ 施設管理方針及び施設管理の目標にあつては、一定期間
- ロ 施設管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間
- 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を使用施設等の施設管理方針、施設管理の目標又は施設管理の実施に関する計画に反映すること。
- 七 使用施設の使用操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置）

---

第二条の十一の八

法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に関して、法第五十二条第一項又は法第五十五条第一項の許可を受けたところ（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものにあつては当該認可を受けたところ）により、次に掲げる使用施設等の機能の保全に関する措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が定める使用者については、第二号の規定は、適用しない。

一 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画（次に掲げる使用施設等を設置した工場又は事業所における火災に関することを含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 使用施設等を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、毎年一回以上定期に）実施すること。

三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

「条を加える。」

(核燃料物質の使用)

第二条の十一の九 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を講じなければならぬ。

- 一 「略」
- 二 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

「イ・ロ 略」

三 「略」

四 「略」

五 「略」

六 「略」

七 使用施設の通常の操作（使用施設において計画的に行われる操作）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

- イ 操作の開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項
- ロ 操作員その他の従業者が使用施設等の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び確認の時期又は頻度に関する事項
- ハ 警報の発報その他の異状があつた場合（次号の場合を除く。）に操作員その他の従業者が講ずべき措置に関する事項
- 八 非常の場合に構ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

(工場又は事業所内で行われる運搬)

第二条の十一の十 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運

(核燃料物質の使用)

第二条の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならぬ。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。

- 一 核燃料物質の使用は、使用施設において行うこと。
- 二 プルトニウム等を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

三 「同上」

四 「同上」

五 「同上」

六 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

「各号の細目を加える。」

「号を加える。」

(工場又は事業所内の運搬)

第二条の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運

搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認しなければならぬ。

〔一〇十 略〕

〔二・三 略〕

4 使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

（貯蔵）

第二条の十一の十一 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講ずること。

四 核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（以下「崩壊熱等」という。）により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

〔五〇八 略〕

（工場又は事業所内における廃棄）

第二条の十一の十二 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前

搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

〔一〇十 同上〕

〔二・三 同上〕

4 使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

（貯蔵）

第二条の十一の八 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第八号の規定は、適用しない。

〔一・二 同上〕

三 貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を採ること。

四 核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

〔五〇八 同上〕

（工場又は事業所内の廃棄）

第二条の十一の九 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない

にこれらの実施状況を確認しなければならない。

【一〇四 略】

五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

【六・七 略】

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

【九・十 略】

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 「略」

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

【八・ニ 略】

【十二〇十五 略】

(防護措置)

第二条の十一の十三

【略】

(保安規定)

第二条の十二 法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理規則第四

らない。

【一〇四 同上】

五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

【六・七 同上】

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

【九・十 同上】

十一 同上

イ 「同上」

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。

【八・ニ 同上】

【十二〇十五 同上】

(防護措置)

第二条の十一の十

【同上】

(保安規定)

第二条の十二 【同上】

【号を加える。】

【号を加える。】



条第四号に規定する手順書等（以下単に「手順書等」という。

）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 「略」

四 使用施設等の管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

あつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

「(1)～(4) 略」

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ 「略」

五 使用施設等の操作に関すること。

イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。

ロ 操作に当たつて確認すべき事項、操作に必要な事項及び異

状があつた場合の措置に関すること。

六 「略」

七 「略」

八 「略」

九 「略」

十 使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。

十一 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関すること。

十二 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関すること。

十三 非常の場合に講ずべき処置（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置を含む。）に関すること。

十四 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。

一 「同上」

二 使用施設等の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの。

とであつて次に掲げるもの。

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

「(1)～(4) 略」

(5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ 「略」

三 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること。

「各号の細目を加える。」

四 「同上」

五 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 使用施設等の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

九 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

十 放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十一 非常の場合に採るべき処置（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置を含む。）に関すること。

「号を加える。」

十五 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。  
「号を削る。」

「号を削る。」

十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。  
十七 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

十八 「略」

2 法第五十七条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

十二 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

十三 使用施設等の定期的な自主検査に関することであつて次に掲げるもの

イ 使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査に関すること。

ロ 使用施設等の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の校正に関すること。

十四 品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関することであつて次に掲げるもの

イ 品質保証計画の策定に関すること。

ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。

ハ 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）  
。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。

ニ 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。

「号を加える。」

「号を加える。」

十五 「同上」

「項を加える。」

- 
- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
  - 二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
  - 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
  - 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。
  - 五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
  - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
  - ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
    - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
    - (2) 使用施設等の構造及び性能に関すること。
    - (3) 使用施設等の廃止措置に関すること。
    - (4) 放射線管理に関すること。
    - (5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
    - (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
  - ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項
  - 六 使用施設の使用停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合に限る。）。
  - 七 保安上特に管理を必要とする設備の操作
  - 八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
  - 九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
  - 十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
  - 十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
-

- 十二 使用施設等の施設管理に關すること（使用前検査の実施に關することを含む。）。
- 十三 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に關すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合に限る。）。
- 十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に關すること。
- 十五 非常の場合に講ずべき処置に關すること。
- 十六 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に關する措置に關すること。
- 十七 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に關する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に關すること。
- 十八 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に關する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に關すること。
- 十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に關する技術情報に關すること。
- 二十 不適合が発生した場合における当該不適合に關する情報の公開に關すること。
- 二十一 廃止措置の管理に關すること。
- 二十二 その他使用施設等又は廃止措置に係る保安に關し必要な事項
- 3 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
- 4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

「条を削る。」

- 2 「項を加える。」
- 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（保安規定の遵守状況の検査）  
第二条の十三 法第五十七条第五項の規定による検査は、毎年四回

行うものとする。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 法第五十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
  - 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
  - 三 従業者その他関係者に対する質問
  - 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物
- その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第三条の二 法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第五項の検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第六条の二 「同上」

「一〇十二 同上」

十三 廃止措置に係る品質保証計画  
「十四・十五 同上」

「条を削る。」

（廃止措置実施方針に定める事項）

第六条の二 法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

「一〇十二 略」

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
「十四・十五 略」

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 廃止措置対象施設及び敷地

四 「略」

五 廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等（以下この条において「性能維持施設」という。）

六 性能維持施設の位置、構造及び設備、その性能並びにその性能を維持すべき期間

七 「略」

八 「略」

九 「略」

十 「略」

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

「一・四 略」

五 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

「六・七 略」

八 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

九 「略」

3 「略」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 「同上」

「一・二 同上」

三 廃止措置の対象となる使用施設等（以下「廃止措置対象施設」という。）及び敷地

四 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

五 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

「号を加える。」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号、第六号及び第八号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

「一・四 同上」

五 廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

「六・七 同上」

八 品質保証計画に関する説明書

九 「同上」

3 「同上」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において準用する法第十条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一・二 略
- 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項
- 四 「略」
- 二・三 略

(廃止措置終了確認証)

第六条の七の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果により、法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十条の六第八項に規定する確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

(許可の取消し等に伴う措置)

第六条の八 「略」  
 2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「略」	「略」	「略」
第六条の六 第一項及び 第六条の七 第一項	法第五十七条の五第三項 において準用する法第十 二条の六第八項	法第五十七条の六第四項 において準用する法第十 二条の七第九項

「条を削る。」

第六条の三の二 「同上」

- 一・二 同上
- 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項
- 四 「同上」
- 二・三 同上

「条を加える。」

(許可の取消し等に伴う措置)

第六条の八 「同上」  
 2 「同上」

「同上」	「同上」	「同上」
第六条の六 第一項及び 前条	法第五十七条の五第三項 において準用する法第十 二条の六第八項	法第五十七条の六第四項 において準用する法第十 二条の七第九項

(身分を示す証明書)

第十条 法第五十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分

を示す証明書は、別記様式第一の五によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

(人の出入り等の管理が行われている区域)

第十一条 [同上]

(電磁的記録媒体による手続)

第十二条 [同上]

別記様式第1 (第2条の10の2関係)

様式第1 (第2条の10の2関係)

合併(分割)認可申請書

[同上]

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の4第1項の規定により、次のとおり法人の合併(分割)の認可を受けたいので申請します。

[同上]

注 [略]

備考1 [同上]

2 [同上]

3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の10の2第1項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。

4 [同上]

[条を削る。]

(電磁的記録媒体による手続)

第十条 [略]

別記様式第1 (第2条の10関係)

様式第1 (第2条の10関係)

合併(分割)認可申請書

[略]

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の3第1項の規定により、次のとおり法人の合併(分割)の認可を受けたいので申請します。

[略]

注

備考1 [略]

2 [略]

3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の10第1項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。

4 [略]



5 [略]	5 [同上]
[様式を削る。] [様式を削る。] [様式を削る。]	<u>別記様式第1の4</u> (第10条関係) [略] <u>別記様式第1の5</u> (第10条関係) [略] <u>別記様式第2</u> (第10条関係) [略]

別表第● 核原料物質の使用に関する規則（第●条関係）

改正後	改正前
<p>（電磁的方法による保存）            第三条の二 法第五十七条の七第六項に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。            「2・3 略」            「条を削る。」            「様式を削る。」</p>	<p>（電磁的方法による保存）            第三条の二 法第五十七条の七第六項に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。            「2・3 同上」            （身分を示す証明書）            第九条 法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。  <b>別記様式第2</b>（第9条関係）</p>

○原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和●年●月●日原子力規制委員会規則第●号）及び同解釈（原規技発第●号（令和●年●月●日原子力規制委員会決定）（イメージ）

<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（イメージ）</p>	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（イメージ）</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条－第三条）</p> <p>第二章 品質マネジメントシステム（第四条－第八条）</p> <p>第三章 経営責任者等の責任（第九条－第二十条）</p> <p>第四章 資源の管理（第二十一条・第二十二条）</p> <p>第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（第二十三条－第四十三条）</p> <p>第六章 評価及び改善（第四十四条－第五十三条）</p> <p>第七章 使用施設等（第五十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。</p>	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、同規則の解釈に限定されるものではなく、同規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同規則に適合するものと判断する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条（目的）</p> <p>1 第1条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第2条第7項に規定する施設をいう。</p>
<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>二 「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。</p> <p>三 「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>1 第2項第2号に規定する「要求事項」とは、第23条に規定するものをいう。</p>

<p>は作用する一連の活動及び手順をいう。</p> <p>四 「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。</p> <p>五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p> <p>六 「是正処置」とは、発生した不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>七 「未然防止処置」とは、他の原子力施設で発生した不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こりうる不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>八 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発されたもの以外のものをいう。</p> <p>九 「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p>	<p>2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。</p> <p>3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織がマネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。</p> <p>4 第2項第5号に規定する「要員」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムの管理下において保安活動を実施する者をいう。</p> <p>5 第2項第6号及び第7号に規定する「その他の事象」には、不適合には至らないが、劣化傾向又は不整合など保安活動や原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。</p>
<p>(適用範囲)</p> <p>第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設（使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）について適用する。</p> <p>2 第七章の規定は、使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）について適用する。</p>	

## 第二章 品質マネジメントシステム

(品質マネジメントシステムに係る要求事項)

第四条 原子力事業者等（使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。

- 2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次の事項を適切に考慮しなければならない。
  - 一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
  - 二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に係る原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある危険要因及び当該危険要因の潜在的影響の大きさ
  - 三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
- 3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。
- 4 原子力事業者等は、次に掲げる業務を行わなければならない。
  - 一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。
  - 二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。
  - 三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに判定基準及

## 第2章 品質マネジメントシステム

第4条（品質マネジメントシステムに係る要求事項）

- 1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、実際に効果を維持していることをいう。
- 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に実施しなければならない」とは、品質マネジメントシステムで規定した一連のプロセスの運用の結果、安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行う等当該システムの改善を継続的に行うことをいう。
- 3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故等が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が環境に与える影響の度合い（以下「原子力施設の影響度」という。）に応じた、当該原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。

また、原子力施設の影響度の観点から、原子力施設は、事故等の発生により当該原子力施設の敷地境界外の環境に影響を及ぼすおそれが高い施設（以下「影響度高施設」という。）と、そのようなおそれが低い施設（以下「影響度低施設」という。）に分類される。
- 4 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内

<p>び方法を明確に定めること。</p> <p>四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。</p> <p>六 プロセスについて、第二十三条第四項の結果を得、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。</p> <p>七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合、原子力の安全が確保されるようにすること。</p> <p>5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。</p>	<p>のプロセス間の相互関係を含む。</p> <p>5 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則（令和元年●月●日原子力規制委員会規則第●号）第五条に規定する安全実績指標（同条第三号に掲げる特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。第四十七条第二項において単に「安全実績指標」という。）を含む。</p> <p>6 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。</p> <p>7 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が安全に与える潜在的な影響と安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>8 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</li> <li>・風通しのよい組織文化が形成されている。</li> <li>・全ての職員が、自らが行う安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</li> <li>・全ての活動において、安全を考慮した意思決定が行われている。</li> <li>・全ての職員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</li> <li>・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する職員に共有されている。</li> <li>・安全文化に関する自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</li> <li>・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、職員が必要なコミュニケーションを取っている。</li> </ul> </p>
<p>(品質マネジメントシステムの文書化)</p>	

<p>第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p> <p>一 品質方針及び品質目標</p> <p>二 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）</p> <p>三 プロセスの実効性のある計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p> <p>四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）及び記録</p>	
<p>（品質マニュアル）</p> <p>第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項について定めるとともに、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントの運用に係る組織に関する事項</p> <p>二 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>三 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>四 プロセスの相互の関係</p>	<p>第6条（品質マニュアル）</p> <p>1 第2号に規定する「品質マネジメントシステムの適用範囲」とは、品質マネジメントシステムに関する組織上の適用範囲と活動内容上の適用範囲の双方をいう。</p>
<p>（文書の管理）</p> <p>第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定に当たって適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる業務に必要な管理に関する事項を定めた手順書等を作成しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p>	<p>第7条（文書の管理）</p> <p>1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2項に規定する手順書等に基づく文書の管理</li> <li>・組織として承認されていない文書の使用、又は適切ではない変更の防止</li> <li>・文書の組織外への流出等の防止</li> <li>・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた処置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</li> </ul> <p>2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。</p>

<p>三 第一号及び前号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。</p> <p>五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の最新の改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>七 外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p>	
<p>(記録の管理)</p> <p>第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する記録その他個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。</p>	
<p>第三章 経営責任者等の責任</p> <p>(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って、品質マネジメントシステムを確立し、運用し、及びその実効性を確実に確保するとともに、次に掲げる業務を行うことにより、それらを実証しなければならない。</p> <p>一 品質方針を定めること。</p> <p>二 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>三 全ての要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>四 第十八条第一項に規定する品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を実施すること。</p>	<p>第3章 経営責任者の責任</p> <p>第9条（経営責任者の関与）</p> <p>1 第3号に規定する「全ての要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、全ての要員が健全な安全文化を育成し、維持する活動に参画できる環境を整えていることをいう。</p>



<p>五 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、要員に周知すること。</p> <p>七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全に対する優先順位を考慮し、かつ、担当業務を理解し、遂行する責任を認識している要員によって確実に行われるようにすること。</p>	
<p>(原子力の安全の確保の重視)</p> <p>第十条 経営責任者は、組織的な意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれないようにしなければならない。</p>	<p>第10条 (原子力の安全の確保の重視)</p> <p>1 第9条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれない」とは、例えば、コストや工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。</p>
<p>(品質方針)</p> <p>第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。</p> <p>一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に関して経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップを規定していること。</p> <p>三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>四 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>五 妥当性を維持するために評価されていること。</p>	<p>第11条 (品質方針)</p> <p>1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持するための方針を含む。この場合において、健全な安全文化を育成し維持するための方針には、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織が目指すべき安全文化のあるべき姿が設定されていることを含む。</p> <p>2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。</p>
<p>(品質目標)</p> <p>第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。</p>	<p>第12条 (品質目標)</p> <p>1 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。</p>
<p>(品質マネジメントシステムの計画)</p> <p>第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第三条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない</p>	<p>第13条 (品質マネジメントシステムの計画)</p> <p>1 第1項に規定する「実施に当たっての計画」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事項</li> </ul>

<p>ない。</p> <p>2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 変更の目的及びそれによって起こり得る結果</li> <li>二 品質マネジメントシステムの実効性の維持</li> <li>三 資源の利用可能性</li> <li>四 責任及び権限の割当て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な資源</li> <li>・責任者</li> <li>・実施事項の完了時期</li> <li>・結果の評価方法</li> </ul> <p>2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセス、組織等の変更（累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）</li> <li>・当該変更による安全への影響の程度の分析及び評価</li> <li>・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置</li> </ul>
<p>(責任及び権限)</p> <p>第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</p>	<p>第14条 (責任及び権限)</p> <p>1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織内及び組織外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。</p> <p>2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。</p>
<p>(品質マネジメントシステム管理責任者)</p> <p>第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「品質マネジメントシステム管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</li> <li>二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。</li> <li>三 部門において、健全な安全文化を育成し、及び維持すること、関係法令を遵守することその他原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</li> </ul>	<p>第15条 (品質マネジメントシステム管理責任者)</p> <p>1 第15条に規定する「品質マネジメントシステム管理責任者」とは、品質マネジメントシステムを管理し、維持する等の職務を実施する要員として経営責任者に任命された者をいう。</p> <p>2 第2号に規定する「品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格Q9001 2015年版（以下「JISQ9001」という。）で使用されている「品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性の改善」に相当するものをいう。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</li> <li>二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</li> </ul>	<p>第16条 (管理者)</p> <p>1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。</p>

<p>三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>五 関係法令を遵守すること。</p> <p>2 管理者は、前項に規定する責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。</p> <p>一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>三 安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>四 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させ、要員が、原子力施設の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにすること。</p> <p>五 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにすること。</p> <p>3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。</p>	<p>2 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、マネジメントシステムの妥当性及び実効性を確認するために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された期間をいう。</p> <p>3 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化の劣化兆候に係るものを含む。</p>
<p>(組織内の情報の伝達)</p> <p>第十七条 経営責任者は、組織内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。</p>	<p>第17条 (組織内の情報の伝達)</p> <p>1 第17条に規定する「組織内部の情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なとなるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。</p> <p>2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の伝達が確実に行われる」とは、例えば、マネジメントレビューの結果を全ての要員に理解させるなど組織全体で認識を共有していることをいう。</p>
<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、マネジメントレビューを、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。</p>	<p>第18条 (マネジメントレビュー)</p> <p>1 第1項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、マネジメントシステムの妥当性及び実効性を確認するために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された期間をいう。</p>

<p>(マネジメントレビューに用いる情報)</p> <p>第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューを行う際には、少なくとも次に掲げる情報をマネジメントレビューに報告しなければならない。</p> <p>一 内部監査の結果</p> <p>二 組織の外部の者の意見</p> <p>三 プロセスの運用状況</p> <p>四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>五 品質目標の達成状況</p> <p>六 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>七 関係法令の遵守状況</p> <p>八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>十一 部門、要員等からの改善のための提案</p> <p>十二 資源の妥当性</p> <p>十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p>	<p>第19条（マネジメントレビューに用いる情報）</p> <p>1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査を受けた場合には外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。</p> <p>2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、JISQ9001の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況をいい、プロセスの監視測定で得られた結果を含む。</p> <p>3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するために原子力事業者等が行う合否判定基準のある自主的な検査等をいう。</p> <p>4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化の劣化兆候に係る自己評価の結果を含む。</p> <p>5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む。</p> <p>6 第11号に規定する「要員等」とは、要員及び協力企業等の職員をいう。</p> <p>7 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。</p>
---	---

<p>(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)</p> <p>第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果として、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>三 品質マネジメントシステムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源</p> <p>四 健全な安全文化の育成及び維持の改善</p> <p>五 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>2 原子力事業者等は、前項のマネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、第一項で決定した事項について、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第20条 (マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)</p> <p>1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、JISQ9001の「継続的改善の一環として取り組まなければならない必要性」を評価し、又は「改善の機会」を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。</p> <p>2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の改善」には、安全文化の劣化兆候が確認された場合における改善策の検討を含む。</p>
<p>第四章 資源の管理</p> <p>(資源の確保)</p> <p>第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。</p> <p>一 要員</p> <p>二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>三 作業環境</p> <p>四 その他必要な資源</p>	<p>第4章 資源の管理</p> <p>第21条 (資源の確保)</p> <p>1 第1項に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源とを明確にして定めていることをいう。</p> <p>2 第1項第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭小の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p>
<p>(要員の力量の確保及び教育訓練)</p> <p>第二十二条 原子力事業者等は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>三 前号の措置の実効性を評価すること。</p> <p>四 要員が、自らの個別業務について以下の事項を認識しているようにする</p>	<p>第22条 (要員の力量の確保及び教育訓練)</p> <p>1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。</p> <p>2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。</p>

<p>こと。</p> <p>イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>ハ 原子力の安全に対する当該業務の重要性</p> <p>五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	
<p>第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについての計画(以下「個別業務プロセス計画」という。)を策定するとともに、確立しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、個別業務プロセス計画と当該個別業務に必要なプロセス以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、個別業務プロセス計画の策定又は変更を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。</p> <p>一 変更の目的及びそれによって起こり得る結果</p> <p>二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>四 使用前事業者検査等並びに検証、妥当性確認及び監視測定において用いる個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p> <p>五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>4 原子力事業者等は、策定した個別業務プロセス計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。</p>	<p>第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>第23条(個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>1 第1項に規定する「計画(以下「個別業務プロセス計画」という。)を策定する」には、第4条第2項第3号を考慮して計画を策定することを含む。</p> <p>2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。</p> <p>3 第3項第1号に規定する「起こり得る結果」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロセス、組織等の変更(累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)</li> <li>・当該変更による安全への影響の程度の分析及び評価</li> <li>・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置</li> </ul>
<p>(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)</p> <p>第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。</p> <p>一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>二 関係法令</p>	

<p>三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項 (個別業務等要求事項の審査)</p> <p>第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>一 当該機器等又は個別業務に係る個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>二 当該機器等又は個別業務に係る業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。</p> <p>三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合する能力を有していること。</p> <p>3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。</p>	
<p>(組織の外部の者との情報の伝達等)</p> <p>第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。</p>	<p>第26条 (組織の外部の者との情報の伝達等)</p> <p>1 第26条に規定する「実効性のある方法」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利害関係者との効果的に連絡をし、適切に情報を通知する方法</li> <li>・ 予期せぬ事態において利害関係者との時宜を得た効果的な連絡方法</li> <li>・ 安全に関連する必要な情報を利害関係者に確実に提供する方法</li> <li>・ 安全に関連する利害関係者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</li> </ul>
<p>(設計開発計画)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるために設計開発されるものに限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を考慮しなければならない。</p> <p>一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>二 設計開発の各段階それぞれにおける適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p>	<p>第27条 (設計開発計画)</p> <p>1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。ただし、手順書等の設計開発については、新規制定又は大きな変更がある場合であって複数の手順書等に変更が及ぶ場合に限る。</p> <p>2 第1項に規定する「計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。</p>

<p>三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限  四 設計開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p>3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に改訂しなければならない。</p>	
<p>(設計開発に用いる情報)</p> <p>第二十八条 原子力事業者等は、機器等に係る個別業務等要求事項に関連した次に掲げる設計開発に用いる情報を明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>一 機能及び性能に係る要求事項  二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの  三 関係法令  四 その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。</p>	
<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比した検証を可能とする形式により保有しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発からプロセスの次の段階に進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る機器等に係る要求事項に適合するものであること。  二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。  三 合否判定基準を含むものであること。  四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性を規定しているものであること。</p>	<p>第29条 (設計開発の結果に係る情報)</p> <p>1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。</p>
<p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従つて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下</p>	



<p>「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果が要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	
<p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が当該設計開発に係る機器等に関する要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った者に第一項の検証をさせてはならない。</p>	<p>第31条 (設計開発の検証)</p> <p>1 第3項に規定する「設計開発を行った者」とは、検証の対象となる設計開発を行った者(複数の者が行った場合を含む)をいう。</p>
<p>(設計開発の妥当性確認)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、機器等の機能及び性能に係る要求事項への適合性を確認するために、当該機器等に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、機器等を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	
<p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、審</p>	

<p>査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行わなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第二項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	
<p>（調達プロセス）</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従って調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務プロセス計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定めなければならない。</p>	<p>第34条（調達プロセス）</p> <p>1 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等）をいう。</p> <p>2 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。</p> <p>3 第2項に規定する「評価に必要な情報を供給者から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次の場合により原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</li> <li>・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。</li> </ul>
<p>（調達物品等要求事項）</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p>	<p>第35条（調達物品等要求事項）</p>

<p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たって必要な要求事項</p> <p>七 次項に定める要求事項</p> <p>八 その他調達物品等に関し必要な事項</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品要求事項として、原子力事業者等が供給者の工場等で使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。</p>	<p>1 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が供給者のプロセスの確認及び検証のために、供給者が行う検査への立会いや記録確認等を行うことをいい、偽造品又は模造品等の対策を含む。</p>
<p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な使用前事業者検査等その他の個別業務を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を前条の調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p>	<p>第36条 (調達物品等の検証)</p> <p>1 第1項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が供給者のプロセスの確認及び検証のために、供給者が行う検査への立会いや記録確認等を行うことをいい、偽造品又は模造品等の対策を含む。</p>
<p>(個別業務の管理)</p> <p>第三十七条 原子力事業者等は、個別業務プロセス計画に基づき、個別業務を、次に掲げる管理条件のうち該当するものに適合するように実施しなければならない。</p> <p>一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	<p>第37条 (個別業務の管理)</p> <p>1 第1号に規定する「保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</li> <li>・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</li> </ul>
<p>(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)</p>	<p>第38条 (個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)</p>

<p>第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項のプロセスが第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。）を明確にしなければならない。</p> <p>一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</p> <p>三 妥当性確認の方法</p>	<p>1 第1項に規定する「個別業務が実施された後のみ不適合が明確になる場合」には、例えば、次の二種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の結果が実施プロセスの管理、業務実施者の技量又はその両者に依存し、それ以降の監視測定では所定の品質を容易に判定できない場合。例えば、溶接や非破壊検査等。</li> <li>・業務の実施後でなければ不適合が顕在化しない場合。例えば、コンピュータシミュレーションの妥当性確認等。</li> </ul> <p>2 第4項第3号に規定する「妥当性確認の方法」には、個別業務に関する妥当性確認の方法を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことを含む。</p>
<p>（識別管理）</p> <p>第三十九条 原子力事業者等は、個別業務に関する計画及び業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。</p>	<p>第39条（識別管理）</p> <p>1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作に加え、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、札の貼付等により機器等及び個別業務の状態を示すことをいう。</p>
<p>（トレーサビリティの確保）</p> <p>第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。</p>	
<p>（組織の外部の者の物品）</p> <p>第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>第41条（組織の外部の者の物品）</p> <p>1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q 9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。</p>
<p>（調達物品の管理）</p> <p>第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。</p>	
<p>（監視測定のための設備の管理）</p>	<p>第43条（監視測定のための設備の管理）</p>

<p>第四十三条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>二 所要の調整がなされていること。</p> <p>三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務についての適切な措置を講じなければならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に係る監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。</p>	<p>1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づくものをいう。</p>
<p>第六章 評価及び改善 (監視測定、分析、評価及び改善)</p> <p>第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。</p> <p>2 前項の監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにしなけれ</p>	<p>第6章 評価及び改善 第44条 (監視測定、分析、評価及び改善)</p> <p>1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>2 第2項に規定する「要員が利用できるようにしなければならない」とは、</p>

<p>ばならない。</p>	<p>要員が情報を容易に取得し改善活動に用いることができる体制があることをいう。</p>
<p>(組織の外部の者からの意見)  第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。  2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。</p>	<p>第45条 (組織の外部の者からの意見)  1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民が保安活動に対し、どのような意見を持っているか把握するための活動、原子力規制委員会の指摘等がある。</p>
<p>(内部監査)  第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門による内部監査を実施しなければならない。  一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項  二 実効性のある実施及び維持  2 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査実施計画を策定し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。  3 原子力事業者等は、前項に規定する内部監査実施計画に、監査基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。  4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。  5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの業務又は管理下にある業務に関する内部監査をさせてはならない。  6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。  7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。  8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置（以下「修正」という。）及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。</p>	<p>第46条 (内部監査)  1 第1項に規定する「保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門による内部監査を実施」するにあたり、影響度低施設においては、監査対象として選定された領域に直接関与していない者又は組織の外部の要員に実施させることができる。  2 第1項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づくものをいう。  3 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。</p>

<p>(プロセスの監視測定)</p> <p>第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、第四条第四項第三号に掲げる安全実績指標を用いなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の方法により、プロセスが第十四条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な処置を講じなければならない。</p>	<p>第47条 (プロセスの監視測定)</p> <p>1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合、劣化の兆候等に関する情報を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「監視測定の方法」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視測定の実施時期</li> <li>・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</li> </ul>
<p>(機器等の検査等)</p> <p>第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務プロセス計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、個別業務プロセス計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ者が、個別業務プロセス計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等を、その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする事その他の方法により、当該使用前事業者検査等を行う者の組織的かつ技術的な独立性を確保しなければならない。</p>	<p>第48条 (機器等の検査等)</p> <p>1 第1項、第2項及び第4項に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するために原子力事業者等が行う合否判定基準のある自主的な検査等をいう。</p> <p>2 第2項に規定する「検査の結果に係る記録等」には、必要に応じ、検査に使用した試験体等に関する記録を含む。</p>

<p>6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする者」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする者」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(不適合の管理)</p> <p>第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。</p> <p>一 修正を行うこと。</p> <p>二 発生した不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発生した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、修正を行った場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。</p>	<p>第49条（不適合の管理）</p> <p>1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これが管理されているようにしなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、発生した不適合が全て管理されていることをいう。</p> <p>2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、発生した不適合に関連する管理者に報告することを含む。</p> <p>3 第3項第1号及び第5項に規定する「修正」とは、不適合を除去するための措置をいう。</p>
<p>(データの分析及び評価)</p> <p>第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。</p> <p>一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p>	<p>第50条（データの分析及び評価）</p> <p>1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価」には、全てのプロセスにおいて原子力の安全を確実なものとするため、それぞれのプロセスの実効性及び実施状況の分析から当該品質マネジメントシステムの改善の必要性について評価することを含む。</p>



<p>二 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>三 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>四 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、適宜データの分析を行い、不適合に至らない状況ではあるが、その分析結果から是正処置の必要性について検討する機会をいう。</p>
<p>（継続的改善）</p> <p>第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、その品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて、変更が必要な事項を明確にするとともに、当該変更の実施その他の措置を講じなければならない。</p>	<p>第51条（継続的改善）</p> <p>1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。</p>
<p>（是正処置等）</p> <p>第五十二条 原子力事業者等は、発生した不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。</p> <p>一 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>二 必要な是正措置を明確にし、実施すること。</p> <p>三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、第五十条第二項第三号に規定する事項に係る情報について、手順書等に基づき分析を行い、発生した不適合その他の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な処置を講じなければならない。</p>	<p>第52条（是正処置等）</p> <p>1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集及び整理</li> <li>・技術的、人的及び組織的側面等の考慮</li> </ul> <p>2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常の業務プロセスについてのマネジメントや安全文化との関係を整理することを含む。</p> <p>3 第1項第4号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。</p> <p>4 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。</p> <p>5 第3項に規定する「情報について手順書等に基づいて分析を行い、発生した不適合その他の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な処置を講じなければならない」とは、第52条第1項の規定のうち必要なものについて</p>

<p>(外部の知見を利用した未然防止処置)</p> <p>第五十三条 原子力事業者等は、他の原子力施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る問題の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止措置を講じなければならない。</p> <p>一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p> <p>三 必要な未然防止処置について明確にし、実施すること。</p> <p>四 第一号の調査の結果に基づき講じた未然防止処置の結果の記録を作成すること。</p> <p>五 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。</p>	<p>実施することをいう。</p> <p>第53条 (外部の知見を利用した未然防止処置)</p> <p>1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る問題」には、他の原子力施設で発生した事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行い、特定した問題を含む。</p>
<p>第七章 使用施設等</p> <p>(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)</p> <p>第五十四条 使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 個別業務に関する計画、実施、評価及び継続的な改善を行うこと。</p> <p>二 原子力の安全の確保を重視する精神を持ち、原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれないようにすること。</p>	<p>第7章 使用施設等</p> <p>第54条 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)</p> <p>1 第2号に規定する「原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれない」とは、例えば、コストや工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。</p>

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）  
に対する意見募集について（政令及び規則）

令和元年8月1日  
原子力規制委員会

平成29年4月14日に公布された原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第3条では、主に以下の事項に関する規定を整備し、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとしています。

- 原子力事業者等に対する検査制度の見直し（事業者検査及び原子力規制検査の創設等）
- 品質管理に係る要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置

また、原子力規制検査等の創設等を踏まえ、令和元年5月29日第10回原子力規制委員会において東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しの方向性について検討され、関係政令の改正を行うこととしています。

これを受け、令和元年7月31日第20回原子力規制委員会において、改正法第3条の施行に向け、その施行日を令和2年4月1日とする政令を制定することを念頭に、検査手数料の設定など法施行に必要となる政令の改正案の概要及び原子力規制検査等に関する規則案について行政手続法に基づく意見募集を実施することとなりました。

つきましては、下記の要領にて別添の案について、広く国民の皆様の意見を募集いたします。

標記、「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）（政令及び規則）」に対する意見がありましたら、以下の要領にて提出してください。

記

**意見募集案件**

意見の提出に当たっては、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームに掲載されている以下を参照してください。

- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（概要）
- 原子力規制検査等に関する規則案

#### 参考資料

- ▶ 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）及び意見募集の実施等について（令和元年度第20回原子力規制委員会資料6）

#### 意見提出方法

意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。  
なお、提出していただく意見は、必ず意見の対象を該当箇所がわかるように明記して提出してください。

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合  
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。
- (2) 郵送・FAXで意見を提出する場合  
電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームに掲載されている「意見提出様式」をダウンロードし、「意見送付の宛先」まで送付してください。

#### 意見送付の宛先

住 所：〒106-8450  
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
原子力規制庁原子力規制部検査グループ検査監督総括課  
意見募集担当 宛て  
FAX:03-5114-2142

#### 意見提出上の注意

- (1) 提出いただく意見等につきましては、日本語に限ります。  
また、個人の場合は住所、氏名、職業及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地、担当者氏名、所属及び連絡先をそれぞれ記載してください。
- (2) いただいた意見については、意見募集期間終了後、個人情報等を記載する欄を除き、原則として公表させていただきます。（意見自体は原則として全て公表しますので、意見中には個人情報等の公開に適さない情報を記載なさらないようお願いいたします。）  
なお、いただいた意見に個々に回答はいたしかねますので、御了承願います。
- (3) 氏名・連絡先等の個人情報については、いただいた意見の内容に不明な点が

あった場合などの問い合わせをさせていただくため、記入いただくものです。記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

なお、いただいた意見が下記に該当する場合は、意見の一部を伏せること、又は意見として取り扱わないことがあります。

- ・意見が「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）（政令及び規則）」と無関係な場合
- ・意見の中に、特定の個人を識別することができる情報がある場合
- ・特定の個人・法人の財産権等を害するおそれがある場合
- ・特定の個人・法人の誹謗中傷に該当する場合
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・入力された情報が虚偽であると判明した場合

### **意見提出期間**

令和元年8月1日(木)から8月30日(金)まで

<p>(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部検査グループ検査監督総括課 担当:古作、岡、呉屋 電話:03-5114-2122(代表)</p>
---



第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第六十一条の二の二第二項の規定による過去の評定の結果等の勘案）

第二条 原子力規制検査は、過去の法第六十一条の二の二第七項の評定の結果、原子力事業者等又は核原料物質を使用する者の保安及び特定核燃料物質の防護のための業務に係る活動（以下「安全活動」という。）についてその目的の達成状況その他の事情を勘案して行うものとする。

（法第六十一条の二の二第二項の規定による検査）

第三条 原子力規制検査は、検査対象事項の全般について、原子力施設等の種類、規模、状態その他の原子力施設等の安全上の特性に応じて通常要すべき標準的な程度において、年間を通じて行うことを基本とする。ただし、使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）及び核原料物質の使用に係る施設においては、十年に一回行えば足りるものとする。

2 前項の規定による検査において、次に掲げる劣化が認められたときは、追加の検査（以下「追加検査」

（案）

○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第 号）の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二の二第二項及び第三項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力規制検査等に関する規則を次のように定める。

令和元年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制検査等に関する規則

（定義）

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
  - 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
  - 三 従業者その他関係者に対する質問
  - 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
- （安全実績指標の報告）

第五条 原子力事業者等（使用者（旧使用者等を含む。）にあつては、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。）は、工場又は事業所ごとに、四半期（各年の一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間をいう。）における当該工場又は事業所の安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）を、次に掲げる領域の区分（第一号については、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。）に限る。）に従い、当該四半期の終了後四十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、第二号に掲げる事項については、各年度における安全実績指標を、当該年度の終了後四十五日以内に報告するも

-4-

という。）を行うものとする。

- 一 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における軽微な劣化
  - 二 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における劣化（前号及び次号に掲げるものを除く。）
  - 三 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における長期間にわたる又は重大な劣化
- 3 原子力規制委員会は、追加検査を行おうとするときは、あらかじめ、原子力事業者等又は核原料物質を使用する者に対し、第一項の規定による検査の結果並びに第七条各号に掲げる追加検査の区分及び検査事項を通知するとともに、報告すべき事項及び期限を示して、安全活動の改善状況に係る報告を求めるものとする。
- 4 前項の通知を受けた者は、原子力規制委員会に対し、同項の規定により示された事項を、同項の規定により示された期限までに報告しなければならない。

-3-

（原子力規制検査を行う職員の権限）

第四条 法第六十一条の二の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。



一 第三条第二項第二号に係る追加検査 九十六万九千円

二 第三条第二項第三号に係る追加検査 九百四十一万四千四百円

附 則

この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

別表（第七条関係）

番号	区 分	金 額
一	製錬施設	
	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	三万三千三百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。）	百十七万五千円

のとする。

一 原子炉施設の保全及び運転に関する領域

二 核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関する領域

三 特定核燃料物質の防護に関する領域

（身分を示す証明書）

第六条 法第六十一条の二の二第四項の身分を示す証明書は、別記様式第一によるものとし、法第六十八条

第五項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（原子力規制検査に係る手数料の額）

第七条 令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度（使用施設等（令第四十一条各

号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）及び核原料物質の使用に係る施設にあつては、十年）につき

、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けよう

とするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 第三条第二項第一号に係る追加検査 二十二万五千六百円

三	試験 研究 用等 原子 炉施 設	又は二以上を含む物質のいずれも取扱いを行わないもの	取扱いを行うもの（法第二十二條の八第二項の認可を受けたものを除く。）	
			法第二十二條の八第二項の認可を受けたもの	三十二万二千二百円
			その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき 一万六千七百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき 六十二万二千二百円
			法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての	原子炉一基につき 三十二万三千円

二	加工 施設	プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質のいずれかの物質の取扱いを行うもの	法第十二條の六第二項の認可を受けたもの	十四万九千二百円
			その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	十一万六千七百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第二十二條の八第二項の認可を受けたものを除く。）	三百九十九万五千八百円
			法第二十二條の八第二項の認可を受けたもの	四十万五千六百円
			その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	八万三千三百円
			その年度において核燃料物質等の	二百八十六万二千七百円

置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）第四十条及び第五十三条（第六十一条において準用する場合を含む。）に規定する措置を講ずる必要がないものに限る。）に係るもの	のを除く。）	
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していないもの	原子炉一基につき 百十七万八千三百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。）から搬出したものを除く。）	原子炉一基につき 六十二万二千百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたもの	原子炉一基につき

熱出力が五百キロワット以上の試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の位	核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。）から搬出していないもの	
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。）から搬出したもの	原子炉一基につき 十万七千七百円
	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき 三万三千五百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたもの	原子炉一基につき 百十七万八千三百円

四	発電 用原 子炉 の 施設	一条において準用 する場合を含む。 )に規定する措置 を講ずる必要があ るものに限る。)に 係るもの	の炉心から取り出して いないもの 法第四十三条の三の二 第二項の認可を受け たものであつて、全 ての核燃料物質を 試験研究用等原子 炉の炉心から取り出 したもの(全ての核 燃料物質を工場又は 事業所(原子力船を 含む。)から搬出した ものを除く。)	原子炉一基につき 百五十七万六千百 円
		研究開発段階発電 用原子炉に係るもの	法第四十三条の三の二 第二項の認可を受け たものであつて、全 ての核燃料物質を工 場又は事業所(原子 力船を含む。)から搬 出したもの	原子炉一基につき 三十二万三千百 円

	熱出力が五百キ ロワット以上の試 験研究用等原子 炉(試験研究の 用に供する原子 炉等の位置、構 造及び設備の基 準に関する規則 第四十条及び第 五十三条(第六 十	可を受けたものであ つて、全ての核燃 料物質を工場又は 事業所(原子力船 を含む。)から搬出 したものの	十四万九千五百 円
		その年度において核 燃料物質の取扱い を開始しないもの	原子炉一基につき 八万三千七百 円
		その年度において核 燃料物質等の取扱 いを行うもの(法 第四十三条の三の 二第二項の認可を 受けたものを除 く。)	原子炉一基につき 二百八十七万九 百円
		法第四十三条の三 の二第二項の認可 を受けたものであ つて、全ての核燃 料物質を試験研究 用等原子炉	原子炉一基につき 二百八十七万九 百円

発電用原子炉（研究開発段階発電用原子炉を除く。）に係るもの	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき 十六万九千五百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	原子炉一基につき 五百六十八万三千五百円
	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき 四十万五千六百円

その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき 十六万九千五百円
その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき 五百六十八万三千五百円
法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出していないもの	原子炉一基につき 三百九十九万五千八百円
法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全	原子炉一基につき 百九十八万五千九百円

六	再処理施設	使用済燃料によって汚染された物の取扱いを行うもの（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものを除く。）	
		法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたもの	十万七千五百円
		その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの	十六万九千五百円
		その年度において使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の取扱いを行うもの（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	五百六十八万三千五百円

五	使用済燃料貯蔵施設	の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）	
		法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出していないもの	原子炉一基につき 百九十八万五千九百円
		法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき 四十万五千六百元
		その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの	一万六千七百元
		その年度において使用済燃料又は	六十二万四百元

七	廃棄 物理 施設 設	閉鎖措置を講ずる 必要があるもの	四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・セテラベクレル以上のもに限る。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了したもの	
			その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	一万六千七百元
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物理設地の埋戻しに係るものに限る。）を	六十二万四五百円

			) 法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・セテラベクレル以上のもに限る。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了していないもの	五百六十八万三千五百円
			法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、法第五十条の	六十二万四五百円

八	廃棄物管理施設	廃棄物埋設地の表面を土砂等で覆う措置に係るものに限る。)を受けたもの	
		その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	一万六千七百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。)	六十二万四五百円
九	使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物	法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたもの	十万七千五百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	八千四百円

閉鎖措置を講ずる 必要がないもの	法第五十一条の六第一項の確認(廃棄物埋設地の埋戻しに係るものに限る。)を受けたもの	十万七千五百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	八千三百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの(法第五十一条の六第一項の確認(廃棄物埋設地の表面を土砂等で覆う措置に係るものに限る。)を受けたものを除く。)	三十二万二千二百円
	法第五十一条の六第一項の確認(	八万八千五百円



身 分 証 明 書

職名及び氏名

写	押 出 スタンプ
真	

年 月 日生

年 月 日交付

原子力規制委員会

印

	質に係るものに限る。)	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	三十二万三千円
		法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	八万八千二百円
十	使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）及び核原料物質の使用に係る施設		八千四百円

別記様式第1（第6条関係）

（表 面）

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第4項の規定による

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の2の2 （略）

2 （略）

3 原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3、第13号の4、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の2(試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。)、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。))又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条の4、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

別記様式第2(第6条関係)

(表 面)

4 前項第1号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**第78条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十五の二 第61条の2の2第3項の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第81条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第6号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(

[ ]

---

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第5項の規定による

身 分 証 明 書

職名及び氏名

写

押 出  
スタンプ

真

年 月 日生

年 月 日交付

[ ]

原子力規制委員会 印

の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- 2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査のほか、第3条第1項、第6条第1項、第13条第1項、第16条第1項、第16条の2第1項及び第2項、第23条第1項、第23条の2第1項、第26条第1項、第26条の2第1項、第27条第1項及び第2項、第43条の3の5第1項、第43条の3の8第1項及び第4項、第43条の3の9第1項及び第2項、第43条の3の10第1項、第43条の3の30第1項及び第3項、第43条の3の31第1項、第43条の3の32第2項、第43条の4第1項、第43条の7第1項、第43条の8第1項及び第2項、第43条の26の2第1項及び第3項、第43条の26の3第1項、第44条第1項、第44条の4第1項、第45条第1項及び第2項、第51条の2第1項、第51条の5第1項、第51条の7第1項及び第2項、第52条第1項、第55条第1項、第59条第3項並びに第61条の2の2第1項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

**第68条** 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、当該職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第80条** 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第4項まで又は第7項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第81条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

において、当該職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第8項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、当該職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**第78条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）  
に対する意見募集について（実施要領）

令和元年8月1日  
原子力規制委員会

平成29年4月14日に公布された原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第3条では、主に以下の事項に関する規定を整備し、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとしています。

- 原子力事業者等に対する検査制度の見直し（事業者検査及び原子力規制検査の創設等）
- 品質管理に係る要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置

また、原子力規制検査等の創設等を踏まえ、令和元年5月29日第10回原子力規制委員会において東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しの方向性について検討され、関係政令の改正を行うこととしています。

これを受け、令和元年7月31日第20回原子力規制委員会において、改正法第3条の施行に向け、その施行日を令和2年4月1日とする政令を制定することを念頭に、これまでの試運用等を踏まえた原子力規制検査等実施要領の案について任意の意見募集を実施することとなりました。

つきましては、下記の要領にて別添の案について、広く国民の皆様の意見を募集いたします。

標記、「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）（実施要領）」に対する意見がありましたら、以下の要領にて提出してください。

## 記

### 意見募集案件

意見の提出に当たっては、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームに掲載されている以下を参照してください。

- 原子力規制検査等実施要領案

#### 参考資料

- ▶ 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）及び意見募集の実施等について（令和元年度第20回原子力規制委員会資料6）

#### 意見提出方法

意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。  
なお、提出していただく意見は、必ず意見の対象を該当箇所がわかるように明記して提出してください。

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合  
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。
- (2) 郵送・FAXで意見を提出する場合  
電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームに掲載されている「意見提出様式」をダウンロードし、「意見送付の宛先」まで送付してください。

#### 意見送付の宛先

住 所：〒106-8450  
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
原子力規制庁原子力規制部検査グループ検査監督総括課  
意見募集担当 宛て  
FAX:03-5114-2142

#### 意見提出上の注意

- (1) 提出いただく意見等につきましては、日本語に限ります。  
また、個人の場合は住所、氏名、職業及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地、担当者氏名、所属及び連絡先をそれぞれ記載してください。
- (2) いただいた意見については、意見募集期間終了後、個人情報等を記載する欄を除き、原則として公表させていただきます。（意見自体は原則として全て公表しますので、意見中には個人情報等の公開に適さない情報を記載なさらないようお願いいたします。）  
なお、いただいた意見に個々に回答はいたしかねますので、御了承願います。
- (3) 氏名・連絡先等の個人情報については、いただいた意見の内容に不明な点が



あった場合などの問い合わせをさせていただくため、記入いただくものです。記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

なお、いただいた意見が下記に該当する場合は、意見の一部を伏せること、又は意見として取り扱わないことがあります。

- ・意見が「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）（実施要領）」と無関係な場合
- ・意見の中に、特定の個人を識別することができる情報がある場合
- ・特定の個人・法人の財産権等を害するおそれがある場合
- ・特定の個人・法人の誹謗中傷に該当する場合
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・入力された情報が虚偽であると判明した場合

### **意見提出期間**

令和元年8月1日(木)から8月30日(金)まで

<p>(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部検査グループ検査監督総括課 担当:古作、岡、呉屋 電話:03-5114-2122(代表)</p>
---

## 原子力規制検査等実施要領

### 案

目次	
1 目的	1
2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素	1
2.1 検査等	1
(1) 検査対象	1
(2) 検査種別	2
(3) 検査の実施方針	3
2.2 安全実績指標等の確認・評価等	4
2.3 検査指摘事項の重要度評価	4
2.4 検査結果の通知及び公表	5
2.5 追加検査対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）	5
2.6 特別検査の実施に係る判断	6
2.7 総合的な評定	6
(1) 評定の単位	6
(2) 評定における考慮事項	7
2.8 総合的な評定の結果の通知及び公表	7
2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等	7
3 法定確認行為等の実施と原子力規制検査の関係	8
3.1 申請等の受理	8
3.2 原子力規制検査の結果の確認等	8
4 検査等の実施に係る手順等	9
4.1 検査計画	9
4.2 検査の実施	10
(1) 立入りに関する事前準備	10
(2) 物件検査及び試料受理に関する事前準備	10
(3) 関係者に対する質問に関する事前準備	10
(4) 開始会議	10
(5) 検査の実施	11
(6) 締めくくり会議等	11
4.3 検査報告書の作成	11
図1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素	12
表1-1 原子力規制委員会の確認に関する事業等ごとの法令条文番号	13
表1-2 原子力規制委員会の確認に関する原子力事業者等に共通する法律条文番号	13
表2 事業等ごとの検査対象事項の条文	14
表3 監視領域の分類	15
表4 安全実績指標	16
表5 検査指摘事項の重要度及び安全実績指標の活動実績に応じた分類	17

表 6 追加検査対応区分.....	18
表 7 規制対応措置に関する主な法条文.....	19
表 8-1 法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文.....	20
表 8-2 法定確認行為等の手続に係る原子力事業者等に共通する各規則条文.....	21

## 1 目的

本実施要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 61 条の 2 の 2 第 1 項の規定による原子力規制検査及び原子力規制検査に関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査（以下「検査等」という。）、検査等の結果に基づき実施する法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定による総合的な評定並びに同条第 10 項の規定を踏まえて実施する措置（以下「規制対応措置」という。）のほか、表 1-1 及び表 1-2 に示す検査等の結果を踏まえて行う原子力規制委員会の確認等（以下「法定確認行為等」という。）の実施方法を明確化するために定めたものである。

## 2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素

原子力規制検査に基づく監督は、法第 61 条の 2 の 2 第 1 項で定められた検査対象に対する同条第 2 項から第 6 項までの規定に基づく原子力規制検査を、原子力規制検査等に関する規則（以下「規則」という。）の規定により実施し、検査等の結果を踏まえて法第 61 条の 2 の 2 第 7 項及び第 8 項の規定による総合的な評定を行うとともに、同条第 9 項の規定による通知及び公表、必要に応じた同条第 10 項の規定を踏まえた規制対応措置を講ずるものである。これら一連のプロセスについて、その構成要素及び関連性を図 1 に示す。本章では、プロセスに係る構成要素ごとにその実施方法を定める。

### 2.1 検査等

#### (1) 検査対象

原子力規制検査の検査対象は、法第 57 条の 8 で定義されている原子力事業者等<sup>\*1</sup>及び核原料物質を使用する者<sup>\*2</sup>（以下「事業者」と総称する。）に対して法の規定により義務付けられている事項に対応して、それぞれの者の事務所、原子力施設の敷地（工場又は事業所）、更には、調達先の者の事務所、工場等における当該事項の実施状況を監視するものとして法第 61 条の 2 の 2 第 1 項で定められており、事業等の種別に応じた対応する事項（以下「検査対象事項」という。）を表 2 に示す。

※1 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。）

※2 製錬事業者が製錬の事業の用に供する場合及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「令」という。）第 44 条で定める限度を超えない場合を除く核原料物質を使用す

る者であり、具体的には法第 57 条の 7 第 1 項の規定による届出をした者及び法第 61 条の 3 第 1 項の許可を受けて核原料物質を使用する者が該当する。

表2に示す検査対象事項は、例えば法第61条の2の2第1項第2号の基準の遵守状況が同項第1号の検査の実施状況と、また、同項第3号の措置の実施状況が同項第4号の措置の実施状況と密接に関係していることが多いため、原子力規制検査を実施するに当たっては、関係する事項を一括で監視できる体系となるよう、表3のとおり、事業者の安全活動の目的（以下「活動目的」という。）に応じた監視領域を「原子力施設安全」、「放射線安全」及び「核物質防護」の3つに大分類する。さらに、原子力施設安全については事業等ごとの規制基準体系を踏まえて小分類を設け、放射線安全については公衆及び従業員に係るものに小分類を設け、分類ごとの活動目的の達成状況を監視する。また、これらの監視領域に共通する事業者におけるマネジメント実施に関連する事項は、別に横断領域の視点を設けてその実施状況を監視する。

## (2) 検査種別

検査官は、事業者の活動が各監視領域において活動目的を達成しているかを監視するため、検査対象に関する事業者の活動に立ち会い、必要に応じて事業者の確認に加えて自ら確認することも含めて、原子力施設の特徴及び活動目的に対する重要度に応じた検査を行う。また、原子力施設ごとに各監視領域で検査の程度を設定し、効率的かつ効果的な実施に努めるため、標準的な検査の程度を設定して検査対象事項全般を監視する基本検査、基本検査において事業者が行う安全活動に劣化が認められた場合の追加検査並びに安全に関わる事象が発生した場合に当該事象の状況及び事業者の対応を確認するための特別検査を設ける。なお、特別検査は、法第 68 条の規定に基づいて行う。<sup>\*3</sup>

※3 原子力事故に対する原子力規制委員会の対応には、上述の検査のほかに、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 23 条第 1 項第 2 号に基づく、原子炉の運転等に起因する事故の原因及びそれによって発生した被害の原因を究明するための調査（原子力事故調査）をいう。

基本検査は、各原子力規制事務所の検査官が事業者の活動を日常的に監視するもの（以下「日常検査」という。）と、特定の検査対象について専門的知見や経験を有する検査官がチームを編成した上で、時期を設定して個別事項の実施状況に特化して確認するもの（以下「チーム検査」という。）を組み合わせ、検査対象事項全般を監視する。日常検査は、原子力施設の状態及び計画中又は進行中の事業者の活動のそれぞれについて、活動目的に対する重要度やリスク情報<sup>\*4</sup>を踏ま

えつつ、活動目的の達成状況を総体として把握した上で、具体的に検査で確認する事項を選定するとともに、重要度の高さに応じて立会い等の程度を設定する。活動目的の達成状況を把握する際には、必要に応じて事業者の改善活動やその効果について確認し、これを 2.7 総合的な評価においても勘案する。事業者が行う安全活動に劣化が見られた場合は、2.5 の追加検査対応区分の特定及び 2.9 の検査結果に基づく規制対応措置を判断するため、当該事案の評価に必要な事実関係の確認を進め、事業者の見解を聴取する。

より具体的な検査の実施手法については、4 検査等の実施に係る手順等に定めるほか、事業者の安全活動に対応して検査内容を体系的に整理し、検査ガイドとして別途定める。検査ガイドには、検査対象となる事業者の活動に応じた監視領域や当該検査の目的、検査要件、検査手順、具体的な検査手法の例を明示した検査手引、事業者の活動への立会い等の標準的な選定数（サンプル数）等を記載する。

※4 本実施要領におけるリスク情報とは、各監視領域に関連する活動目的を達成できていない可能性又は状況及びその程度を検討・評価するために有用な原子力施設の状態及び事業者の活動状況等に関する情報であり、直接的なものだけでなく、その可能性等の要因の特定や影響の大きさ等を含んでいる。また、リスク情報は、確率論的リスク評価（PRA）により得られる計算結果や知見等の定量的な情報のみならず、従来も用いている安全上の重要度、運転経験及び不適合情報等の定性的な情報を含む。

追加検査は、事業者が行う安全活動に劣化が確認された事項に特化した事業者の対応状況について、事業者が実施する原因分析の実施状況を踏まえつつ、横断領域を含めた幅広い視野から、複数の専門分野の検査官によって、改善の効果を検証し、再発防止が確実なものとなっているかなどを個別具体的に確認する。追加検査の程度は、検査対象事項の重要度等に応じて2.5追加検査対応区分の設定によって設定する。

特別検査は、安全に関わる事象のうち、活動目的の達成に対して大きな影響を与える若しくはそうなる可能性のあった事象又は公衆の健康と安全に影響を及ぼす可能性のあった事象が発生した場合に、当該事象の状況を確認するため、個別に実施の要否を判断の上、当該事象に関して専門性を有する原子力検査官により実施する。

## (3) 検査の実施方針

基本検査を通じた確認等により事業者が行う安全活動に劣化のおそれが見られた監視領域については、標準的な検査の程度の範囲内で監視を充実するなど、効果的な検査の実施に努める。このほか、各監視領域内で具体的に検査する活動の

選定、立会い等の程度の設定等に当たっては、合理的な範囲でリスク情報を活用し、より効率的かつ効果的な検査の実施に努める。

## 2.2 安全実績指標等の確認・評価等

基本検査の効率的かつ効果的な実施のためには、事業者の活動状況の監視手段を充実する必要がある。このため、各監視領域に関連する活動目的の達成状況を確認する表 4 に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）を規則第 5 条の規定に基づき事業者から報告を受理する。また、検査官は、事業者が安全実績指標のデータを取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者のデータ取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の要否等を判断するために、指標の値を表 5 に示すとおり 4 段階に分類する。この安全実績指標は、原子力規制委員会のホームページに掲載するほか、2.7 総合的な評価において用いる。

安全実績指標の報告とは別に事業者から提示を受けた横断領域監視の指標については、実績値の数値自体では活動の善し悪しを一概には捉えられないことから、分析方法及び評価の扱いについて検討を行うとともに、その結果を踏まえ、事業者の横断領域に係る検査の視点等を抽出することを基本とする。

## 2.3 検査指摘事項の重要度評価

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の要否等を判断するために、当該劣化の（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。この重要度評価は、監視領域ごとに、重要度を表 5 に示すとおり 4 段階に分類して行う。検査指摘事項の重要度評価のより具体的な実施手法については、監視領域に対応した評価体系を整理し、評価ガイドとして別途定める。評価ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。なお、評価におけるリスク情報の活用については、可能な範囲で PRA による計算結果等の定量的な情報を活用するとともに、低頻度で影響の大きな事象等及び PRA によって評価できない事象に係るリスクについても考慮する。

検査指摘事項の重要度評価により緑以外の結果が得られた場合には、その評価の結果を当該指摘を受けた事業者に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた重要度評価の結果を当該事業者に通知する。

その上で、当該事業者が重要度評価の結果に異議を申し立てた場合には、原則公開の場で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての重要度評価を決定する。原子力規制委員会が決定した評価結果は、当該事業者に通知する。

個別の検査指摘事項に係る重要度評価は、当該指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね 3 か月以内に重要度評価の結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。

## 2.4 検査結果の通知及び公表

基本検査の結果は、日常検査及びチーム検査の結果を合わせて、四半期ごとに取りまとめ、検査を受けた事業者に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する。取りまとめに当たっては、使用した検査ガイドの種類や対象とした監視領域、具体的な確認対象等を明記するとともに、原則検査指摘事項に関して確認した事実関係、関連する規制要求事項、問題点等を明記し、重要度評価の結果を記載する。公表に当たっては、2.7(1)の評価の単位ごと、監視領域ごとに評価分類を明示し、原則検査の評価ごと及び監視領域に係る検査結果の内容が閲覧できる構成とする。追加検査及び特別検査の結果は、個別の検査ごとに事業者への通知及び公表を行う。

## 2.5 追加検査対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）

追加検査については、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の分類に応じて、表 6 に示すとおり、対応区分を設定する。なお、安全実績指標の値の分類により評価基準の対象となった事象が検査指摘事項としても評価基準の対象になっている場合は、いずれか分類の程度の大きいもののみを対象として取り扱う。

追加検査は、「各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態（第 1 区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態（第 2 区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態（第 3 区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態（第 4 区分）」又は「監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態（第 5 区分）」の 5 つの対応区分のうち、第 2 区分、第 3 区分又は第 4 区分が設定された場合に行う。

事業者からの安全実績指標の報告又は検査指摘事項の重要度評価の決定により、追加検査対応区分の変更を行った場合には、事業者に対して、その旨を通知するとともに、第 2 区分以上が設定された場合には、事業者に根本的な原因分析（第 3 区分以上が設定された場合には、安全文化及び核セキュリティ文化の改善に係る検討を含み、このうち第 4 区分が設定された場合には、外部機関による評価を含む。）を伴う改善措置活動の計画及びその実施結果の報告を求める。また、3 年間以上継続して第 3 区分が設定された事業者に対しては、活動の改善に取り組む計

画の作成状況等について追加で報告を求める。

追加検査は、第2区分又は第3区分が設定された場合は、事業者から前記の実施結果の報告があった時点以降に実施し、第4区分が設定された場合は、区分の設定から6か月以内に改善措置活動の計画の報告を行うよう、事業者に求めた上で、その計画の報告を受理した後、当該計画を踏まえた追加検査の計画を作成し、追加検査を行う。

第2区分以上が設定された場合は、その要因となった状態の改善状況を追加検査により確認し、改善の効果が確認できた場合は、第1区分に変更し、事業者に通知する。ただし、追加検査による確認から最大2年間は、当該改善の状況が効果を維持していることを基本検査により確認し、第2区分以上が設定されることとなった要因が再発している場合等には、改善の対応を確認するため、当該区分から第1区分には直ちには変更しない。

なお、追加検査の実施に当たっては、当該事業者に対して対応する検査手数料の納付を当該事業者を求める。

## 2.6 特別検査の実施に係る判断

原子力規制委員会が法第62条の3の規定により各事業規則に定める事故故障等の報告を受けた場合には、その時点で得られた事故故障等に係る情報を基に、当該事象が各監視領域の活動目的の達成に対して大きな影響を与える若しくはそうなる可能性のあった事象又は公衆の健康と安全に影響を及ぼす可能性のあった事象であるかについて安全上の重要性に係る評価を行うとともに、それまでの基本検査での事業者の活動状況等の確認結果を踏まえ、特別検査の実施要否を判断する。

特別検査を実施する場合、発生した事故故障等の状況の調査及び把握をするため、事象の原因等に関する専門分野の原子力検査官を編成し、検査目的、検査対象、検査期間等を設定し、事業者に通知する。

## 2.7 総合的な評価

### (1) 評価の単位

総合的な評価は、原則として、規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で年1回行う(注)。ただし、一つの原子炉設置許可において複数の原子炉の設置許可がなされている場合には、各原子炉の安全確保の状況を明確にするため、原子炉ごとに評価を行う。

(注) 使用者のうち令第41条の規定に該当しない核燃料物質を使用する者及び核原料物質を使用する者については、10年に1回の原子力規制検査を実施する度ごとに、評価を行う。

### (2) 評価における考慮事項

検査対象事項について総合的な評価を行うに当たっては、2.1検査等に示す検査の体系に合わせて、事業者の活動が各監視領域に関連する活動目的を達成しているかどうかを評価する。その際、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者が各監視領域での活動目的の達成に向けて改善している活動やその効果について検証し、改善が図られているかどうかを勘案する。

各監視領域の評価に当たっては、安全実績指標の値の分類及び検査指摘事項の重要度評価を踏まえる。

## 2.8 総合的な評価の結果の通知及び公表

総合的な評価の結果には、表6の追加検査対応区分の設定のほか、横断領域に係る指摘事項がある場合にはこれも含める。これを事業者に通知する際、検査の結果を踏まえて作成した次期の検査計画の他、必要に応じ、以下の事項を事業者に通知するとともに、原則公表する。この際、当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の検査手数料の納付を求める。

- ① 該当する評価期間中の安全実績指標の値の分類及び検査指摘事項の概要並びにこれらに関連する問題に対応した事業者及び原子力規制委員会が講ずる措置
- ② 前回の評価から追加検査対応区分に変更がある場合はその結果と理由
- ③ 3年間以上継続して第3区分が設定されている場合は、事業者による活動の改善に取り組む計画の作成状況等
- ④ 事業者の活動の改善状況に係る規制機関の認識

## 2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等

規制対応措置は、検査等で確認した問題点を是正し、各監視領域における活動目的の達成を確保するための措置命令のほか、法令に基づく事業者の責務の実施が確保できないと考えられる場合の許可取消し等の処分(関連する処分に係る法の条文を表7に示す。)を含め、事業者による問題解決への取組を確実なものとするための規制機関としての対応である。この対応は、事案の性格や内容に応じて、各監視領域における活動目的の達成を確保するために適時実施する必要があることから、重要度評価の結果を踏まえて、総合的な評価を待つことなく検討を行う。なお、即時の対応を要さないものについては、総合的な評価を踏まえてその後の原子力規制検査で状況を確認するなど、事案の重要度、緊急性等を踏まえて的確に対応する。

原子力規制検査により検査気付き事項がある場合は、検査指摘事項の重要度評価と並行して、当該気付き事項に対する事業者の自律的な改善能力があるかどうか、当該気付き事項が組織として意図的に行われたもの又は明らかな瑕疵によっ

て起こったものであるかどうか、検査による確認の実効性を確保するための措置<sup>※5</sup>に著しい瑕疵があるかどうかなどの視点で情報収集等を行い、これらの視点により問題が確認された場合は、当該気付き事項に対する重要度評価の結果も踏まえて、当該事業者に必要な措置を求めることを検討する。特に、検査指摘事項のうち重要度評価の結果が緑以外のものについては、規制要求に抵触している蓋然性が高いことから、規制対応措置の要否を検討した上で、その内容を決定する。また、規制対応措置が不利益処分となる場合には、行政手続法等に基づき、必要な措置を採る。本規制対応措置の検討に当たっては、検査指摘事項の重要度評価の手順と同様に、事業者の希望に応じて公開の場で意見等を聴取する機会を設ける。

※5 例えば記録保存

なお、措置命令等を行った場合においては、必要に応じて当該命令等に係る措置の実施状況を原子力規制検査により確認する。

### 3 法定確認行為等の実施と原子力規制検査の関係

核燃料物質等に関する事業所外廃棄の確認等の法定確認行為等を実施するに当たっては、事業者の一連の活動を記録等により確認することが必要となるが、原子力規制検査により関連する事業者の活動を適時確認することにより、当該記録等の適切性を確認することが可能であるため、法定確認行為等に係る事業者からの申請等があった場合には、申請等以前の関連する事業者の活動に対する原子力規制検査の結果を確認するとともに、申請等後の原子力規制検査による確認結果も含め、事業者の一連の活動を記録等により確認する。

なお、実用炉の定期事業者検査の判定期間に関する告示については、定期事業者検査の開始に当たった報告において定期事業者検査に係る一定の期間の変更が示された場合に、告示の変更を検討する。

#### 3.1 申請等の受理

法定確認行為等を受けようとする事業者は、法定確認行為等の種別に応じて表8-1及び表8-2に示す各規則条文に対応した原子力規制委員会宛での申請書等を提出する必要があり、事業者の申請等を受理する際に申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していること及び、必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。

受理した申請等については、確認対象となる事項を特定し、関連する事業者の活動に対する原子力規制検査による検査項目（以下単に「検査項目」という。）を設定する。

#### 3.2 原子力規制検査の結果の確認等

設定した検査項目について、申請等以前の関連する事業者の活動の実施状況に

係る原子力規制検査の結果を確認した上で、申請等後の事業者の活動に対して確認すべき事項を特定し、原子力規制検査を実施する。

法定確認行為等に必要の確認を実施し、設定した検査項目について検査指摘事項がないこと、又は検査指摘事項の内容が当該申請等に係る確認対象となる事項に影響を及ぼさないことを確認した場合には、確認証の交付を行う。

### 4 検査等の実施に係る手順等

本章では、2.1で示す検査等を円滑に運用するための具体的な手順等を定める。

#### 4.1 検査計画

原子力規制検査は、総合的な評定の結果及びその他の関連事情を勘案して、検査の程度を決定し、計画して実施するため、総合的な評定を取りまとめる際には、その結果を踏まえた検査計画（以下「年間計画」という。）を合わせて作成し、事業者へ通知するとともに、公表する。ただし、追加検査及び特別検査は、総合的な評定を待つことなく実施することから、事象が発生した都度、個別に計画を作成し、検査の対象、内容、期間等について当該事業者へ通知するとともに、公表する。なお、勘案すべきその他の関連事情には、原子力施設の種別、規模及び建設段階、供用段階、廃止措置段階等の原子力施設の状態等が含まれる。

総合的な評定の単位（原則として事業の許可又は指定の単位、原子炉設置者にあつては原子炉の単位）を踏まえ、同一の単位ごとに検査計画を作成する。その際、1つの事業者において複数の事業の許可又は指定を受けている場合や、複数の原子炉又は原子力発電所の運転等をしている場合等、総合的な評定の単位を超えて事業者が同一の組織で活動を行っている場合には、一体的に検査を行う計画を立て、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。そのため、年間計画の作成においては、主にチーム検査の計画について、各事業者の活動計画を踏まえて、検査官の配置等を考慮して検査時期の調整を行う。また、日常検査については、事業者の日々の活動状況等を踏まえて適時検査を行う必要があるため、年間を通して、検査ガイドに規定する検査量が事業者の活動状況に応じて適切に配分できるように随時調整する。その際、複数の監視領域に共通する検査ガイドを用いて検査を実施する場合や、複数の検査ガイドを併用して一体的に検査を実施する場合等は、それぞれに検査量を配分する。

また、法定確認行為等に係る検査は事業者からの申請等に基づいて行うこととなるため、申請等の内容を踏まえて設定された検査項目に係る検査の実施計画を立てる。

検査計画を作成後、事業者の活動計画が大幅に変更となった場合は、適宜検査計画を変更し、変更後の事業者の活動計画に即した検査が実施できるよう調整する。

## 4.2 検査の実施

作成した検査計画に基づき、基本検査、追加検査及び特別検査を行う際には、事業者の日々の活動状況を踏まえて検査内容の詳細を設定していく必要があるため、日常検査等を通じて、検査前に事業者の活動状況及び活動予定を把握し、チーム検査、追加検査等の具体的な検査内容を設定して検査を実施する。法第61条の2の2第3項並びに法第68条第1項及び第2項に規定されているとおり、事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の事務所、工場、事業所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び必要な試料を受けての分析等の検査方法を通じて、効果的かつ効率的な検査を実施するために、事前の検討を踏まえて検査を実施する。

### (1) 立入りに関する事前準備

検査場所では、放射線管理や核物質防護管理等を目的に立入りを制限している場合があるため、それらの事業者等が責務を遵守することを阻害しないよう配慮し、事前に事業者等の運用状況を把握し、事業者の行う必要な教育及び訓練に参加し、検査のために必要な立入りができるようにしておく。

なお、検査官の立入りに関しては、立入先での事業者の活動状況の実態が確実に観察できるようにするため、事業者等の職員等が立入先に検査官が向かっていることを検査官の許可なしに連絡しないよう、事業者等において周知徹底されるよう準備する。

### (2) 物件検査及び試料受理に関する事前準備

立入りと同様に、機密情報等の取扱いとして閲覧等を制限している場合があるため、それらの事業者等が責務を遵守することを阻害しないよう配慮し、事前に事業者等の運用状況を把握し、事業者の行う必要な教育及び訓練に参加し、検査のために必要な閲覧ができるようにしておく。

### (3) 関係者に対する質問に関する事前準備

関係者に対する質問は、事業者等の職員に限らず、活動に関係している従業者に対して、事業者等の活動状況、活動に係る認識等の実態を把握するために行う。この際、事業者等の活動を阻害し安全上の影響を及ぼすことのないよう、質問時期等に配慮する。

質問への回答内容は、回答者の役職、責務等を踏まえて取り扱い、組織としての回答を求める場合には、質問に関する事項に責任を有する者を特定して質問を行う。

### (4) 開始会議

チーム検査等の検査時期を特定して計画的に行う検査では、検査対象とする事

業者等の活動に責任を有する者を含めた関係者との打合せを実施し、検査目的、検査予定等を説明するとともに、効果的かつ効率的に検査が実施できるよう、事業者の活動状況等の情報をあらかじめ聴取する。なお、非通知による検査を通じて事業者活動の実態を把握することを目的とする場合には、柔軟に検査を行う。

### (5) 検査の実施

検査ガイドに規定する検査対象、検査対象数、検査量等を踏まえて検査を実施する。その際、これまでの検査結果を含めた事業者の活動状況を確認した上で、リスク情報を活用して、検査対象を選定する。

事業者等の活動を全般的に監視するため、休日や平日通常勤務時間外の事業者等の活動に対して、検査ガイドで規定する範囲で当該活動の状況を確認する検査（以下「時間外検査」という。）を行うものとする。時間外検査は、異なる作業状態や多様な時間帯（炉停止、通常運転、週末、夜その他）の状況を確認できるように実施する。

検査気付き事項がある場合は、関係する検査官に情報を共有し意見交換を行うとともに、事実関係を調査し、事業者等から見解を聴取するなど、検査指摘事項とすかどうかを判断するための情報を収集した上で、別に定めるスクリーニングに関するガイド等に則って事案を取り扱う。これらの情報収集は、対象とする活動の重要度及び不明瞭な事項の程度に応じて、実施するよう留意する。

### (6) 締めくくり会議等

検査官は、検査ガイドの単位、検査の一定期間等の終了時又は終了後において事業者の責任者との会議等を行い、検査結果並びに検査指摘事項に係る事実関係及び検査官の認識（問題を指摘した視点等<sup>※6</sup>）を説明するとともに、事業者の見解を聴取し、検査報告書に記載する。

※6 事業者に期待する対応の提案等は、事業者自らの改善策の検討を阻害する可能性があるため、緊急を要すると考えられる場合、必要な対応が明白である場合に限り等、慎重に実施する必要がある。

## 4.3 検査報告書の作成

四半期の間に実施した基本検査について報告書を作成する。報告書には、当該四半期に実施した検査内容、検査指摘事項等を記載する。検査指摘事項は、その事案における問題が明確になるように事実を客観的に記載する。追加検査及び特別検査の検査報告書は、それぞれ個別に作成する。

報告書の案は事業者に開示し、当該事業者が事実誤認等に関する意見等の陳述を希望する場合には、公開の場又は書面にて意見等を聴取する。



図 1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素

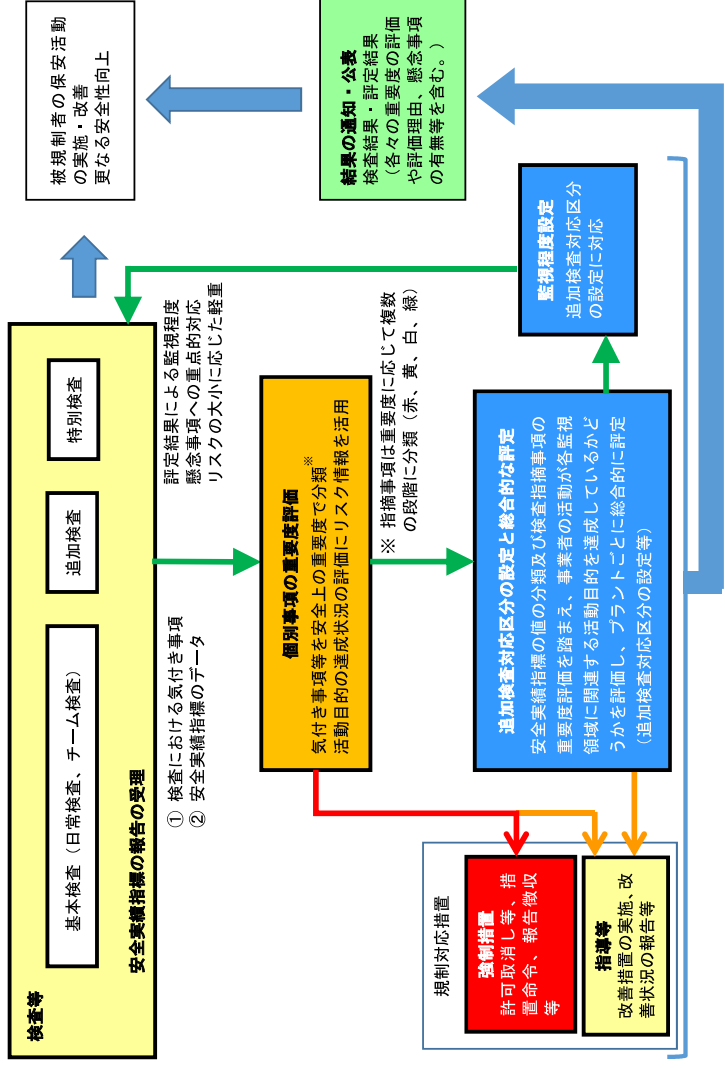


表 1-1 原子力規制委員会の確認に関する事業等ごとの法令条文番号

製錬の事業	廃棄物施設に関する確認	使用前事業者検査（使用前検査）についての原子力規制委員会の確認	定期事業者検査の判定期間に関する告示	坑道の閉鎖の工程ごとの原子力規制委員会が行う確認	廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認	(旧原子力事業者等における) 廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認
加工の事業	—	—	—	—	法第 12 条の 6 第 8 項	法第 12 条の 7 第 9 項
試験研究用等原子炉の設置、運転等	—	法第 16 条の 3 第 3 項	—	—	法第 22 条の 8 第 3 項	法第 22 条の 9 第 5 項
発電用原子炉の設置、運転等	—	法第 28 条第 3 項	—	—	法第 43 条の 3 の 2 第 3 項	法第 43 条の 3 の 3 第 4 項
貯蔵の事業	—	法第 43 条の 3 の 11 第 3 項	実用炉則第 54 条第 1 項の表の上欄	—	法第 43 条の 3 の 34 第 3 項	法第 43 条の 3 の 35 第 4 項
再処理の事業	—	法第 43 条の 9 第 3 項	—	—	法第 43 条の 27 第 3 項	法第 43 条の 28 第 4 項
廃棄物の事業	—	法第 46 条第 3 項	—	—	法第 50 条の 5 第 3 項	法第 51 条第 4 項
核燃料物質の使用等	法第 51 条の 6 第 1 項及び第 2 項	法第 51 条の 8 第 3 項	—	法第 51 条の 24 の 2 第 2 項	法第 51 条の 25 第 3 項	法第 51 条の 26 第 4 項
核原料物質の使用	—	法第 55 条の 2 第 3 項	—	—	法第 57 条の 5 第 3 項	法第 57 条の 6 第 4 項

実用炉則：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

表 1-2 原子力規制委員会の確認に関する原子力事業者等共通する法律条文番号

廃棄に関する確認	法第 58 条
運転に関する確認等	法第 59 条
放射能濃度についての確認	法第 61 条の 2

表 2 事業等ごとの検査対象事項の条文

	第 61 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号		同項第 2 号				同項第 3 号				同項第 4 号	
	使用前事業者検査*	定期事業者検査	技術上の基準	保安規定	核物質防護規定	廃止措置計画	許可取消しによる廃止措置	閉鎖措置計画	放射能濃度の測定及び評価の方法	防護措置	保安措置	事業所外廃棄・運搬
製錬事業者	—	—	—	第 12 条第 1 項	第 12 条の 2 第 1 項	第 12 条の 6 第 2 項	第 12 条の 7 第 2 項	—	第 61 条の 2 第 2 項	第 11 条の 2 第 1 項	—	第 58 条第 1 項・第 59 条第 1 項
加工事業者	第 16 条の 3 第 2 項	第 16 条の 5 第 2 項	第 16 条の 4	第 22 条第 1 項	第 22 条の 6 第 1 項	第 22 条の 8 第 2 項	第 22 条の 9 第 2 項	—	第 61 条の 2 第 2 項	第 21 条の 2 第 2 項	第 21 条の 2 第 1 項	—
試験研究用等原子炉設置者	第 28 条第 2 項	第 29 条第 2 項	第 28 条の 2	第 37 条第 1 項	第 43 条の 2 第 1 項	第 43 条の 3 の 2 第 2 項	第 43 条の 3 の 3 第 2 項	—	第 61 条の 2 第 2 項	第 35 条第 2 項	第 35 条第 1 項	—
外国原子力船運航者	—	—	—	—	—	—	—	—	第 61 条の 2 第 2 項	第 35 条第 2 項	第 35 条第 1 項	—
発電用原子炉設置者	第 43 条の 3 の 11 第 2 項	第 43 条の 3 の 16 第 2 項	第 43 条の 3 の 14	第 43 条の 3 の 24 第 1 項	第 43 条の 3 の 27 第 1 項	第 43 条の 3 の 34 第 2 項	第 43 条の 3 の 35 第 2 項	—	第 61 条の 2 第 2 項	第 43 条の 3 の 22 第 2 項	第 43 条の 3 の 22 第 1 項	—
使用済燃料貯蔵事業者	第 43 条の 9 第 2 項	第 43 条の 11 第 2 項	第 43 条の 10	第 43 条の 20 第 1 項	第 43 条の 25 第 1 項	第 43 条の 27 第 2 項	第 43 条の 28 第 2 項	—	第 61 条の 2 第 2 項	第 43 条の 18 第 2 項	第 43 条の 18 第 1 項	—
再処理事業者	第 46 条第 2 項	第 46 条の 2 の 2 第 2 項	第 46 条の 2	第 50 条第 1 項	第 50 条の 3 第 1 項	第 50 条の 5 第 2 項	第 51 条第 2 項	—	第 61 条の 2 第 2 項	第 48 条第 2 項	第 48 条第 1 項	—
廃棄事業者	第 51 条の 8 第 2 項	第 51 条の 10 第 2 項	第 51 条の 9	第 51 条の 18 第 1 項	第 51 条の 23 第 1 項	第 51 条の 25 第 2 項	第 51 条の 26 第 2 項	第 51 条の 24 の 2 第 1 項	第 61 条の 2 第 2 項	第 51 条の 16 第 4 項	第 51 条の 16 第 1 項～3 項	—
使用者	第 55 条の 2 第 2 項	—	—	第 57 条第 1 項	第 57 条の 2 第 1 項	第 57 条の 5 第 2 項	第 57 条の 7 第 2 項	—	第 61 条の 2 第 2 項	第 56 条の 3 第 2 項	第 56 条の 3 第 1 項	—
核原料物質を使用する者	—	—	第 57 条の 7 第 4 項	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※使用者は使用前検査

表 3 監視領域の分類

	原子力施設安全		放射線安全		核物質防護
	臨界防止 発生防止	閉じ込めの確保 閉じ込め・影響緩和 拡大防止・影響緩和	閉じ込めの確保 閉じ込め・影響緩和 閉じ込め・影響緩和	非常時の対応 非常時の対応 非常時の対応	
製錬事業者	臨界防止	閉じ込めの確保	閉じ込めの確保	非常時の対応	核物質防護
加工事業者	発生防止	閉じ込め・影響緩和	閉じ込め・影響緩和	非常時の対応	核物質防護
試験研究用等原子炉設置者	発生防止	閉じ込め・影響緩和	閉じ込め・影響緩和	非常時の対応	核物質防護
外国原子力船運航者	臨界防止	閉じ込め・影響緩和	閉じ込め・影響緩和	非常時の対応	核物質防護
発電用原子炉設置者	臨界防止	閉じ込め・影響緩和	閉じ込め・影響緩和	非常時の対応	核物質防護
使用済燃料貯蔵事業者	臨界防止	閉じ込め・影響緩和	閉じ込め・影響緩和	非常時の対応	核物質防護
再処理事業者	臨界防止	閉じ込め・影響緩和	閉じ込め・影響緩和	非常時の対応	核物質防護
廃棄事業者	臨界防止	閉じ込め・影響緩和	閉じ込め・影響緩和	非常時の対応	核物質防護
使用者	臨界防止	閉じ込め・影響緩和	閉じ込め・影響緩和	非常時の対応	核物質防護
核原料物質を使用する者	臨界防止	閉じ込め・影響緩和	閉じ込め・影響緩和	非常時の対応	核物質防護

表 4 安全実績指標

監視領域		安全実績指標	時期
原子力施設安全	発生防止	①7,000 臨界時間当たりの計画外自動・手動スクラム回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四半期ごと</li> <li>・ 評価期間は過去 4 四半期 (1 年)</li> </ul>
		②7,000 臨界時間当たりの計画外出力変化回数	
		③追加的な運転操作が必要な計画外スクラム回数	
	影響緩和	④ 安全系の使用不能時間割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四半期ごと</li> <li>・ 評価期間は過去 12 四半期 (3 年)</li> </ul>
		BWR <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧注入系 (高圧炉心スプレイ系 (BWR-5)、高圧炉心注水系 (ABWR))</li> <li>・ 原子炉隔離時冷却系</li> <li>・ 低圧注水系 (格納容器スプレイ系)</li> <li>・ 非常用交流電源</li> <li>・ 原子炉補機冷却水系・海水系</li> </ul>	
		PWR <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧注入系</li> <li>・ 補助給水系</li> <li>・ 低圧注入系</li> <li>・ 非常用交流電源</li> <li>・ 原子炉補機冷却水系・海水系</li> </ul>	
	閉じ込めの維持	⑤安全系の機能故障件数 (運転上の制限逸脱件数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四半期ごと</li> <li>・ 評価期間は過去 4 四半期 (1 年)</li> </ul>
		⑥格納容器内への原子炉冷却材漏えい率 (基準値に対する割合)	
		⑦原子炉冷却材中のヨウ素 131 濃度 (基準値に対する割合)	
	重大事故等対処及び大規模損壊対処	⑧重大事故等及び大規模損壊発生時に対応する要員の訓練参加割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練サイクルごと</li> <li>・ 評価期間は過去 1 年以内</li> </ul>
⑨重大事故等対策における操作の成立性 (想定時間を満足した割合)			
⑩重大事故等対処設備の機能故障件数 (運転上の制限逸脱件数)			
放射線安全	公衆	⑪放射性廃棄物の過剰放出件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度ごと</li> </ul>
	従業員	⑫被ばく線量が線量限度を超えた件数	
		⑬事故故障等の報告基準の実効線量(5mSv)を超えた計画外の被ばく発生件数	
核物質防護	核物質防護	⑭侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合 (立入制限区域及び周辺防護区域に設置されているものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四半期ごと</li> <li>・ 評価期間は過去 4 四半期 (1 年)</li> </ul>

表 5 検査指摘事項の重要度及び安全実績指標の活動実績に応じた分類

緑	安全確保の機能又は性能への影響があるが限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準 (安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。)
白	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
黄	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
赤	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

表 6 追加検査対応区分

	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
評価基準 基準	各監視領域における活動目的の自律的な改善が見込める状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	全てのPIが緑及び検査指摘事項がある場合にその全ての評価が緑	監視領域(大分類)において白が1又は2	一つの監視領域(小分類)において白が3以上又は黄が1又は ・監視領域(大分類)において白が3	・監視領域(小分類)の劣化が繰り返し又は、 ・監視領域(小分類)の劣化が複数又は、 ・黄が複数又は、 ・赤が一つ	事業者が国民の健康と安全性の保護を確保するための活動を実施し、又は実施することとできるといふ十分な確信が原子力規制委員会にない状況(施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等)
検査対応	項目	・基本検査 ・追加検査1	・基本検査 ・追加検査2	・基本検査 ・追加検査3	
	視点等	・事業者の是正処置の状況を確認する	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキキュリティ文化要素の劣化兆候(第三者により実施された安全文化及び核セキキュリティ文化の評価を含む。)の特定

表 7 規制対応措置に関する主な法条文

	許可又は指 定の取消し 等	是正措置等の命令	保安規定の変更の命 令	核燃料取扱主任 者、原子炉主任技 術者等の解任の命 令	核物質防護規定の変 更の命令	核物質防護管理者の 解任の命令
製錬の事業	法第10条	法第11条の2第2項	法第12条第3項	—	法第12条の2第3項	法第12条の5
加工の事業	法第20条	法第21条の3第1項	法第22条第3項	法第22条の5	法第22条の6第2項 (製錬の準用)	法第22条の7第2項 (製錬の準用)
試験研究用等原子炉 の設置、運転等	法第33条	法第36条第1項 法第36条の2第3項	法第37条第3項	法第43条	法第43条の2第2項 (製錬の準用)	法第43条の2の2第 2項(製錬の準用)
発電用原子炉の設置、 運転等	法第43条 の3の20	法第43条の3の23第 1項	法第43条の3の24第 3項	法第45条の3の26 第2項(試験炉の準 用)	法第43条の3の27第 2項(製錬の準用)	法第43条の3の28第 2項(製錬の準用)
貯蔵の事業	法第43条 の16	法第43条の19第1項	法第43条の20第3項	法第43条の24	法第43条の25第2項 (製錬の準用)	法第43条の26第2項 (製錬の準用)
再処理の事業	法第46条 の7	法第49条第1項	法第50条第3項	法第50条の2第2 項(加工の準用)	法第50条の3第2項 (製錬の準用)	法第50条の4第2項 (製錬の準用)
廃棄の事業	法第51条 の14	法第51条の17第1項	法第51条の18第3項	法第51条の22	法第51条の23第2項 (製錬の準用)	法第51条の24第2項 (製錬の準用)
核燃料物質の使用等	法第56条	法第56条の4第1項	法第57条第3項	—	法第57条の2第2項 (製錬の準用)	法第57条の3第2項 (製錬の準用)
核原料物質の使用	—	法第57条の7第5項 (是正の命令)	—	—	—	—

表中のほか、法第58条第3項の原子力事業者等への廃棄の停止その他保安のための措置の命令、法第59条第4項の原子力事業者等への運転の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のための措置の命令、法第60条第2項の受託貯蔵者への貯蔵の方法の是正その他保安及び特定核燃料物質の防護のための措置の命令等がある。

表 8-1 法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文

	規則名	廃棄物埋設に関する確認	使用前事業者検査(使用前検査)についての原子力規制委員会の確認	定期事業者検査の判定期間に関する告示	坑道の閉鎖の工程ごと原子力規制委員会が行う確認	廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認	(旧原子力事業者等における)廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認
製錬の事業	製錬の事業に関する規則	—	—	—	—	第7条の5の10～第7条の5の12	第7条の5の10～第7条の5の12
加工の事業	核燃料物質の加工の事業に関する規則	—	第3条の5・第3条の6	—	—	第9条の9～第9条の10の2	第9条の9～第9条の10の2
試験研究用等原子炉の設置、運転等	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	—	第3条の3～第3条の6	—	—	第16条の10～第16条の11の2	第16条の12
発電用原子炉の設置、運転等	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	—	第15条～第21条	第54条	—	第120条～第121条の2	第120条～第121条の2
貯蔵の事業	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	—	第7条～第10条	—	—	第43条の7～第43条の8の2	第43条の7～第43条の8の2
再処理の事業	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	—	第5条～第7条	—	—	第19条の9～第19条の10の2	第19条の9～第19条の10の2
	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	—	第18条～第24条	—	第76条～第77条の2	第83条～第84条の2	第83条～第84条の2
廃棄の事業	核燃料物質又は核廃棄物物質によって汚染された物の第1種核廃棄物埋設の事業に関する規則	第5, 6, 11, 13条	—	—	—	第22条の11～第22条の12の2	第22条の11～第22条の12の2
	核燃料物質又は核廃棄物物質によって汚染された物の第2種核廃棄物埋設の事業に関する規則	第4, 5, 7, 9条	—	—	—	第35条の10～第35条の11の2	第35条の10～第35条の11の2
	核燃料物質又は核廃棄物物質によつて汚染された物の第3種核廃棄物管理の事業に関する規則	—	第7条～第10条	—	—	第6条の6～第6条の7の2	第6条の8
核燃料物質の使用等	核燃料物質の使用等に関する規則	—	第2条の3・第2条の4	—	—	—	—
核原料物質の使用	核原料物質の使用に関する規則	—	—	—	—	—	—

表 8-2 法定確認行為等の手続に係る原子力事業者等に共通する各規則条文

廃棄に関する確認	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則	第3条～第5条
運搬に関する確認等	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	第19条～第21条
放射能濃度についての確認	工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（仮称）	第3条・第4条